デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

# 「生涯活躍のまち」づくりに活用が見込まれる施策のご案内

## ― 参考施策集 ―

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

令和６年７月

# はじめに

**「生涯活躍のまち」は、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年12月23日閣議決定）における取組方針の一つ「魅力的な地域をつくる」に位置付けられた地方創生施策で、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりを目指し、デジタル技術を活用しながら、分野横断的かつ一体的に様々な事業を実施することにより、地域活性化を図ることを目的としています。**

**「生涯活躍のまち」の推進にあたっては「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」※1といった観点が中長期的に満たされるよう、分野横断的かつ一体的な取組を実施することを重視しておりますが、「生涯活躍のまち」を構成する具体事業については、デジタル技術を活用した事業を含め、地域の実情に応じて様々なものが考えられます。**

**内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、「生涯活躍のまち」を構成する事業実施にあたってのスタートアップの位置づけとして、デジタル田園都市国家構想推進交付金や地方創生推進交付金等、地方創生に関する補助金のほか、関係省庁の補助金制度の周知に取り組むこととしています。**

**これを受け、本参考施策集では、地域における「生涯活躍のまち」を具体化するにあたって、活用が見込まれる関係省庁の補助金制度及びその参考事例について、参考施策集としてご案内します※2。**
**地域における「生涯活躍のまち」の実現に向け、大いにご活用ください！**

※１　各機能の詳細については、「生涯活躍のまち」に関するガイドラインをご確認ください。
◇地方創生ポータルサイト：「生涯活躍のまち」づくりに関するガイドライン
https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/shienmenu/pdf/220331_ccrcguideline.pdf

※２　網羅的に掲載しておりますが、関係省庁の全ての補助金制度等を掲載しているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
「生涯活躍のまち」の中身に応じて、適宜、本参考施策集に掲載する以外の補助金制度等をご確認ください。

# 「生涯活躍のまち」のイメージ

「生涯活躍のまち」のコンセプト　⇒　「誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくり」

＜各地域のコンセプト例＞
多文化・多世代共生のまちづくり（北海道東川町）、地域が家族になるまちづくり（福島県伊達市）、全世代活躍　みんなが主役のまちづくり（群馬県前橋市）
あらゆる人々を地域・多世代交流・協働で支えるまち（千葉県匝瑳市）、あなたのいきかたをデザインできるまち（鳥取県南部町）

## 地域課題

●まちのにぎわいの減少

●子育て世帯等の孤立

●世代間等の交流機会の減少

●空き家の増加

## 「生涯活躍のまち」づくり

施策（事業）に連携して取り組むことにより、相乗効果を発揮

人の流れ

住民向け総合相談・多世代交流推進・関係人口案内を隣接施設で実施
→多世代・地域内外で交流を実現

サテライトオフィスへの企業誘致
→新たな人の流れ・雇用を創出

交流・居場所

趣味等のイベントと起業支援を同じ場所で実施
→多世代・地域内外の交流・活躍を促進

活躍・しごと

まちなかで健康づくりのイベント等を実施
→健康増進とともに交流機会を拡大

お試し居住住宅内に交流スペースを設置
→地域内外の交流を実現

就業の場と温泉を併設
→健康を維持しつつ活躍・交流できる環境を整備

お試し居住利用者に対して、地域での仕事紹介
→移住・地域での活躍を促進

住 ま い

徒歩圏内にコミュニティ拠点を整備
→外出機会を増やし、健康づくりを促進

健　康

## 「生涯活躍のまち」の実現

●地域のにぎわい創出

●子育て世帯等の交流

●世代を問わず活躍できる場づくり

●関係人口が新たなスキルを発揮

# 目　次

※令和６年７月時点

「生涯活躍のまち」の５つの観点ごとに、活用が見込まれる施策・事例を紹介します。


| 観点 | 内　　容 | 施策/事例 | （関連する観点） | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 交流・居場所 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業 | 施策 | （活躍・しごと） | 7 |
| | 地域学校協働活動の事例 | 事例 | （活躍・しごと） | 8 |
| | 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援 | 施策 | （活躍・しごと、健康） | 9 |
| 活躍・しごと | 介護予防・日常生活支援総合事業の推進～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～ | 施策 | （交流・居場所、健康） | 11 |
| | ➢奈良県生駒市　―住民主体の通いの場の充実― | 事例 | （交流・居場所、健康） | 12 |
| | ➢互助を見つける｜参考事例 | 事例 | （交流・居場所、健康） | 13 |
| | 生活支援体制整備事業について | 施策 | （健康） | 14 |
| | 介護支援ボランティア | 施策 | （健康） | 15 |
| | ➢「ちょいワルじいさん」プロジェクト | 事例 | （交流・居場所、健康） | 16 |
| | ➢多機関協働事業の事例（多機関の中核を担う役割） | 事例 | （交流・居場所、健康） | 17 |
| | ➢コーディネート機能を活用した地域づくりの事例 | 事例 | （交流・居場所） | 18 |
| | ➢まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制 | 事例 | （交流・居場所、健康） | 19 |
| | ➢『福祉なんでも相談窓口』の設置による共生の地域づくり | 事例 | （交流・居場所、健康） | 20 |
| | シルバー人材センター事業（概要） | 施策 | ― | 21 |
| | シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和 | 施策 | ― | 22 |
| | 高年齢雇用継続給付の概要 | 施策 | ― | 23 |
| | 生涯現役地域づくり環境整備事業の概要 | 施策 | ― | 24 |
| | 大学等における履修証明（certificate）制度の概要 | 施策 | ― | 25 |
| | 生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例 | 事例 | ― | 26 |

# 目　次

※令和６年７月時点


| 観点 | 内　　容 | 施策/事例 | （関連する観点） | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 住まい | サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 28 |
| | サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 29 |
| | サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 30 |
| | サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 31 |
| | （独）住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 32 |
| | 既存住宅流通の活性化に向けた取組既存住宅の建物評価手法の改善 | 施策 | ― | 33 |
| | 既存住宅流通の活性化に向けた取組的確なリフォームの推進 | 施策 | ― | 34 |
| | 建物状況調査（インスペクション）の活用促進 | 施策 | ― | 35 |
| | 既存住宅流通・リフォームに係る保険制度 | 施策 | ― | 36 |
| | 「安心Ｒ住宅」（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度） | 施策 | ― | 37 |
| | 「全国版空き家・空き地バンク」について | 施策 | ― | 38 |
| | 空き家対策総合支援事業 | 施策 | ― | 39 |
| | ➢空き家対策総合支援事業【活用】の事例　高知県越知町 | 事例 | （交流・居場所、人の流れ） | 40 |
| | 空き家再生等推進事業 | 事例 | （交流・居場所、人の流れ） | 41 |
| | ➢空き家再生等推進事業【活用】の事例　東京都荒川区 | 事例 | （交流・居場所、人の流れ） | 42 |
| | 住宅セーフティネット制度の枠組み | 施策 | ― | 43 |
| | 居住支援協議会の概要 | 施策 | （交流・居場所） | 44 |
| | 高齢者等の住み替え支援事業 | 施策 | （人の流れ） | 45 |
| | 高齢者等の住み替え支援の取組み事例 | 事例 | （人の流れ） | 46 |
| | 高齢者等の所有する住宅の活用事業（子育て世帯等へ転貸） | 事例 | （人の流れ） | 47 |
| | 住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援 | 施策 | （人の流れ） | 48 |
| | スマートウェルネス住宅等推進事業 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 49 |
| | 街なみ環境整備事業の概要 | 施策 | （交流・居場所） | 50 |
| | 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要 | 施策 | （交流・居場所） | 51 |
| | 地域におけるＰＲＥの活用推進 | 施策 | ― | 52 |
| | ＵＲ賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化 | 施策 | （交流・居場所、健康） | 53 |
| | ＵＲひばりが丘団地における地域医療福祉拠点の形成の推進 | 事例 | （交流・居場所、健康） | 54 |
| | ＵＲ多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業 | 事例 | ― | 55 |

# 目　次

※令和６年７月時点


| 観点 | 内　　容 | 施策/事例 | （関連する観点） | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 健康 | 地域包括ケアシステムの構築について | 施策 | （交流・居場所、活躍・しごと、住まい） | 57 |
| | 地域包括ケアシステムの構築 | 施策 | （交流・居場所、活躍・しごと、住まい） | 58 |
| | 地域支援事業の概要 | 施策 | （交流・居場所、活躍・しごと） | 59 |
| | 地域包括支援センターについて | 施策 | （交流・居場所、活躍・しごと） | 60 |
| | 在宅医療・介護連携の推進 | 施策 | （交流・居場所、活躍・しごと） | 61 |
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | 施策 | （交流・居場所、活躍・しごと） | 62 |
| | 地域ケア会議の推進 | 施策 | （交流・居場所） | 63 |
| | ➢地域ケア会議｜豊明市の例 | 事例 | （交流・居場所） | 64 |
| | 地域医療介護総合確保基金 | 施策 | （活躍・しごと） | 65 |
| | 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備 | 施策 | （活躍・しごと） | 66 |
| | 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分） | 施策 | （活躍・しごと） | 67 |
| | 介護サービス情報公表制度の運用～概要～ | 施策 | （活躍・しごと） | 68 |
| | 介護テクノロジー導入支援事業 | 施策 | （活躍・しごと） | 69 |
| 人の流れ | 移住・交流情報ガーデン | 施策 | ― | 71 |
| | 地域おこし協力隊について | 施策 | （活躍・しごと） | 72 |
| | 地域活性化起業人（企業人材派遣制度） | 施策 | （活躍・しごと） | 73 |
| | 関係人口について | 施策 | ― | 74 |
| その他 | デジタル田園都市国家構想交付金の概要 | 施策 | ― | 76 |
| | デジタル田園都市国家構想交付金の推移 | 施策 | ― | 77 |
| | 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要 | 施策 | ― | 78 |
| | 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ 採択事例（生涯活躍のまち関連） | 事例 | ― | 79 |
| | 担当窓口一覧 | ― | ― | 80 |

# 交流・居場所

参考施策

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

## ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和６年度予算額　71億円
（前年度予算額　71億円）

文部科学省

## 現状・課題

▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働**し、**社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**

▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）

▶ **コミュニティ・スクール**と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進する**ことで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

## 経済財政運営と改革の基本方針2023　（令和５年6月16日閣議決定）

第４章　中長期の経済財政運営
５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進
（質の高い公教育の再生等）
教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、（略）**コミュニティ・スクール等も活用した**社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。・・・（略）
安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。（略）地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、**地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する**とともに、・・・（略）

## 事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

| | | |
|---|---|---|
| 事業実施期間 | ： | 平成27年度～ |
| 交付先 | ： | 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」） |
| 要件 | ： | ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること<br>②地域学校協働活動推進員等を配置していること |
| 補助率 | ： | 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 |
| 支援内容 | ： | 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等 |

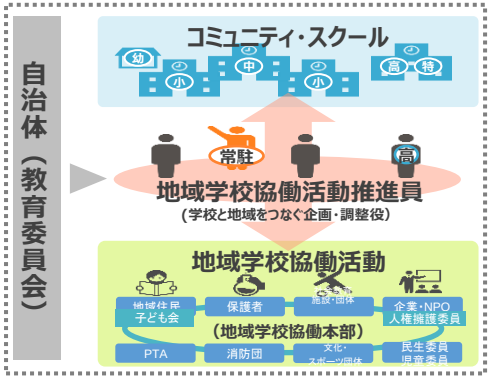


## 具体的な取組

▶ **コーディネート機能の強化**
- ○ 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
- ○ 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置**や、**常駐的な活動等**を支援

▶ **地域学校協働活動の実施**
- ○ **学校における働き方改革に資する取組**、**学習支援や体験・交流活動**等を支援

▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
- ○ **CSアドバイザーの配置促進**
- ○ **地域学校協働活動推進員等に対する研修の充実**

## ロジックモデル

### アウトプット（活動目標）

**すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施**
【参考】予算補助を受ける自治体数
R3:1,345自治体　R4:1,356自治体　R5見込み:1,388自治体

**地域学校協働活動推進員等の数の増加**
【参考】予算補助を受ける地域学校協働活動推進員等の人数
R3:27,891人　R4:28,075人　R5見込み:30,000人

**コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加**

### 短期アウトカム（成果目標）

**本事業を通じて、子供を取り巻く課題（※）を改善・解決した自治体の増加**

※子供を取り巻く課題の類型例
- ・学校運営上の課題
  （社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など）
- ・学校と地域の課題
  （地域の安全・防災など）
- ・学校と家庭の課題
  （放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など）

### 中期アウトカム（成果目標）

**学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加**

### 長期アウトカム（成果目標）

**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加**

### 事業改善・充実のための取組（R5～）

▶ 各自治体は、課題に応じた**目標を設定**し、事業年度ごとに**取組の成果分析を実施**

▶ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに**事業全体の成果分析を実施**
併せて、**全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる**

交流・居場所（活躍・しごと）

参考事例

# 地域学校協働活動の事例

大人も子どもも共に育とう
～「幸ケ谷共育倶楽部」による地域学校協働活動～　（神奈川県横浜市立幸ケ谷小学校）

## 活動概要・目的

○「幸ケ谷共育倶楽部」は、地域住民、保護者、教師を目指す学生等が教育支援ボランティアとして登録し、子どもたちの学習活動や学校の教育環境をサポートするネットワーク。

○ 2009年に地域住民や保護者のサークル的な活動（ブックママ、クラブ活動のサポート等）を一つに組織化したのが始まり。

○ 学習サポート部門、読書サポート部門、安全見守り部門、栽培緑化環境部門で構成。会員数約310人（2020年度）

**芝生メンテナンス**
月1、2回程度、児童や教職員と共に芝生作業を行い、子どもたちを取り巻く学校環境向上のサポートを目指す。

**「ハッピー＆スマイル・デー」**
毎年2月第3土曜日、全校児童を対象に企業・NPO・地域住民などの方を講師に迎え学校と協働で行う、発達段階に合わせた体験プログラム。

学校からのサポート依頼 → 幸ケ谷共育倶楽部 ← 地域住民、保護者、学生などが登録

↓ ※内容に応じてボランティアを依頼

| 学習サポート部門 | 読書サポート部門 | 安全見守り部門 | 栽培緑化環境部門 |
|---|---|---|---|
| 校外学習、家庭科調理実習、水泳学習、遠足、社会科見学、クラブ活動等の支援を実施。 | 読み聞かせ、読書環境整備など会員各自の希望に応じて活動を実施。 | 中休みの西門見守り、授業参観時の受付、校外学習付き添いなど幅広く活動。 | 校庭の芝生整備(苗作り、芝刈り、花壇の整備やパンジープランター作りなどを実施。 |

## 活動における工夫・ポイント

○ 学校・地域コーディネーターが、学校のオーダーシートに従って効果的にボランティアを割り振り。

○ 学習サポートでは、ＳＮＳ（らくらく連絡網）を活用し、ボランティアへの連絡調整を円滑に実施し、教員の負担も軽減。

○ 学校内に倶楽部の事務局を設け、コーディネーターと校長や教職員との情報交換を密に行えるようにしている。

## 活動における成果

○ 学校と連携・協働して年間を通して活動を実施し、2016年度の延べ参加人数は１,９００人を超えるなど、地域住民や保護者が積極的に学校にかかわり、子どもたちの安全や学びを見守っている。

○ 子どもが卒業した後もほとんどの人が会員を継続しており、大学生になってからボランティアメンバーとして戻ってくる卒業生もおり、幅広い地域住民による活動への参画の輪が広がっている。

参考施策

# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援**、**Ⅱ参加支援**、**Ⅲ地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設**する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数　H28年度:26　H29年度:85　H30年度:151　R元年度:208

### 新たな事業の全体像

**Ⅰ　相談支援**

**包括的な相談支援の体制**

・属性や世代を問わない相談の受け止め
・多機関の協働をコーディネート
・アウトリーチも実施

**Ⅱ　参加支援**

・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）　就労支援　見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる　等

**Ⅰ～Ⅲを通じ、**
**・継続的な伴走支援**
**・多機関協働による支援を実施**

**Ⅲ　地域づくりに向けた支援**

**住民同士の顔の見える関係性の育成支援**

・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○　各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

**現行の仕組み**
- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

▶

**重層的支援体制**
属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

※Ⅰ～Ⅲの３つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

# 活躍・しごと

参考施策

# 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
## ～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

○ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
**ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要**。

○ 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。

○ 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。

**地域住民の参加**

**生活支援・介護予防サービス**

○ニーズに合った多様なサービス種別
○住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

・地域サロンの開催
・見守り、安否確認
・外出支援
・買い物、調理、掃除などの家事支援
・介護者支援　等

**生活支援の担い手としての社会参加**

**高齢者の社会参加**

○現役時代の能力を活かした活動
○興味関心がある活動
○新たにチャレンジする活動

・一般就労、起業
・趣味活動
・健康づくり活動、地域活動
・介護、福祉以外のボランティア活動　等

**バックアップ**
**市町村**を核とした支援体制の充実・強化

**バックアップ**
**都道府県等**による後方支援体制の充実

参考事例

# 奈良県生駒市　―住民主体の通いの場の充実―

■ 平成30年４月時点で総人口120,336人。うち、65歳以上高齢者人口32,628人(27.1％)、75歳以上高齢者人口14,830人(12.3％)。第７期第１号保険料5,200円。地域包括支援センターは委託で６カ所設置。
■ 週１回開催の通いの場の創設について、かつては市民の負担が大きすぎるとの思いから、消極的。しかし、地域ケア会議や短期集中リハを効果的に実施する中で、状態が改善した高齢者が活躍できる場、「地域型」「広域型」「共生型」に整理した居場所づくりが必要との認識に。
■ そこで、「手軽・気軽・身軽」を合言葉に、地域の関係者に必要性の理解を促す取組を開始し、通いの場を拡大。

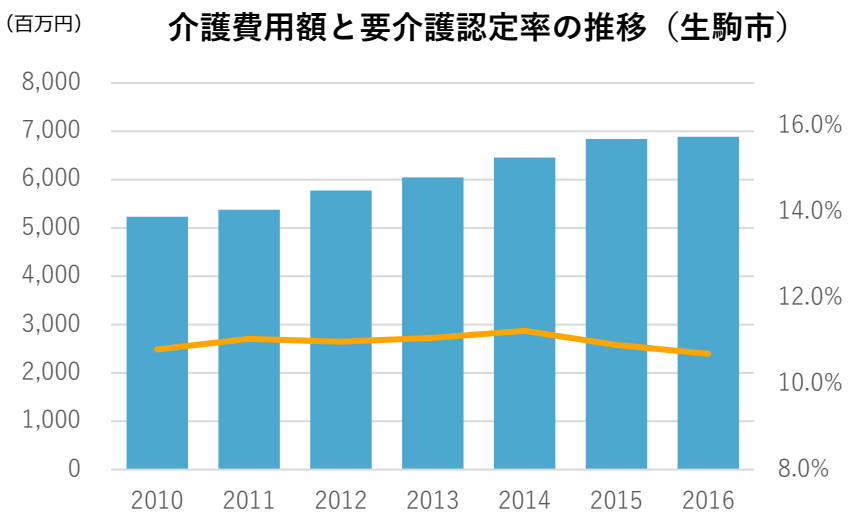


## 介護予防の取組の特徴

### 意識の共有・動機付け

■ 市の担当に加え、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、老人クラブ会員、自治会長、民生委員等、関係者皆で先進地を複数視察し、思いを共有して、取組に対する動機付けを行う。

### 地域と連携した普及啓発

■ 老人クラブや住民の協力を得て、ボランティア養成講座の開催、啓発用ＤＶＤ・チラシの作成などを行い、普及啓発に取り組む。

### 支援体制の強化

■ 担当係を越え、課内の誰もが対応できるよう、研修を実施。また、生活支援コーディネーターと協議し、社会福祉協議会の職員への研修も行い、地域展開の体制を強化。

### 住民主体・地域運営の通いの場の増加

| 教室名 | 24年 | 27年 | 29年 |
|---|---|---|---|
| わくわく教室 | 9 | 9 | 9 |
| 地域型のびのび教室 | 10 | 23 | 26 |
| 脳の若返り教室 | 2 | 7 | 7 |
| 高齢者サロン | 35 | 40 | 45 |
| ひまわりの集い | 1 | 2 | 2 |
| いきいき百歳体操 | - | 2 | 56 |
| コグニサイズ教室 | - | - | 2 |
| 認知症カフェ | - | - | 3 |
| **合計** | **57** | **83** | **150** |

# 互助を見つける｜参考事例

## 老人クラブ
（山梨県中央市、兵庫県養父市の例）

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。介護予防と相互の生活支援の観点から、生きがいや健康づくりを推進する。明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とした組織

### ちょびっとお助け隊（山梨県中央市）

■ 草とり、ごみ出し、犬の散歩等、高齢者同士が協力し合う活動を実施。
■ 会員のみならず会員外の方も気兼ねなく依頼できる料金体系にしており、交流も広がっている。

### いどばた喫茶（兵庫県養父市）

■ 年間を通じた集いの活動として実施。
■ 春の花見、クリスマスケーキを提供するなど季節感あるサービスを提供。
■ 地区の人たちとの交流の場ともなっている。

## 協同組合（愛知県豊明市の例）

同じ地域に住む人々や同じ職場に勤務する人々等が、生活の安定等のため、相互の助け合いにより自発的に組織する団体

### コープあいち等

■住民主体の支え合いの仕組みを創出するため、すでに長年支え合い活動を地域で実践してきた協同組合３団体と市が協議。
■これまで実践してきた支え合い活動を住民に見える形にし、住民の輪を広げることに取り組んでいる。

**コープあいち**

・購入品の無料配送
・くらしたすけあいの会

**JAあいち尾東農協**

・地産地消の食堂
・ミニデイ
・けやきの会

**南医療生協**

・空き家を改修した地域の集いの場

参考施策

# 生活支援体制整備事業について

**生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、」「生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く」もの（地域支援事業実施要綱より）**

○ 介護保険法（平成９年法律第123号）
（地域支援事業）
第百十五条の四十五　（略）
２　市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行う**ものとする。
五　**被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

## （１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

### （A）資　源　開　発

- ○　地域に不足するサービスの創出
- ○　サービスの担い手の養成
- ○　元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保　　など

### （B）ネットワーク構築

- ○　関係者間の情報共有
- ○　サービス提供主体間の連携の体制づくり

など

### （C）ニーズと取組のマッチング

- ○　地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング

など

## （２）協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

### 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

**ＮＰＯ**　**民間企業**　**協同組合**　**ボランティア**　**社会福祉法人**　等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- ■第１層（市町村区域）　**8,000千円 × 市町村数**（※）
- ■第２層（中学校区域）　**4,000千円 × 日常生活圏域の数**
- ■住民参画・官民連携推進事業　**4,000千円 × 市町村数**（※）

※　指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

参考施策

# 介護支援ボランティア

介護予防等を目的として、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア等をした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換、換金等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る。（介護保険の地域支援事業等で、令和４年度687市町村まで拡大）。

## 介護支援ボランティア制度の実施イメージ（稲城市の例）

※稲城市ではポイントを、最大5,000円／年まで、事実上介護保険料軽減に充てられる

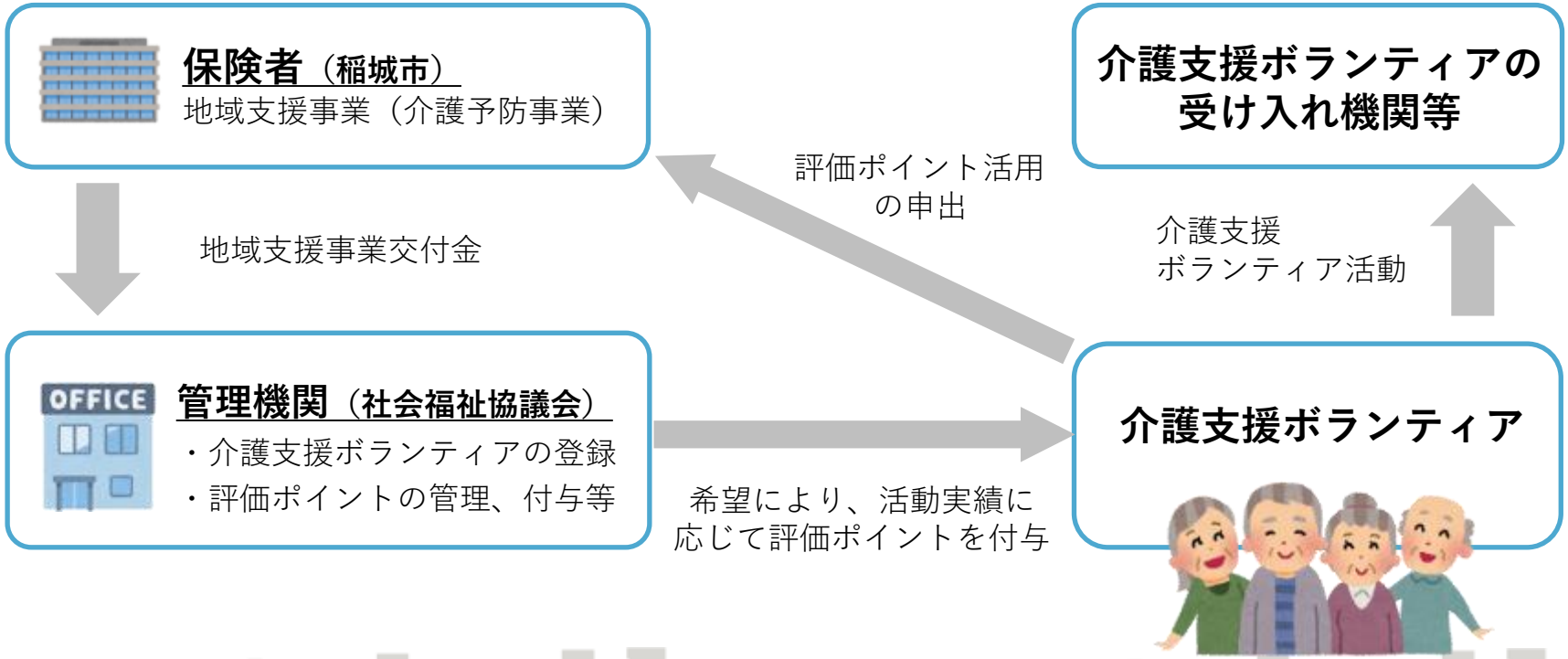

参考事例

# 「ちょいワルじいさん」プロジェクト　【 岡山県奈義町 】

**【目的】**

町民（高齢男性）と医療・介護・保健福祉の専門職、アーティストらが協働で、高齢男性に多い課題の解決に取り組むことで、地域包括ケアシステムを強化し、誰もが最期までその人らしく暮らせるまちづくりを進める。

**【ポイント】**

〇ひきこもりがちの高齢男性が、興味を持つようなネーミングやプログラムを工夫。
〇地域や人とつながりながら、取組が広がって持続していくようなしくみを模索。

**【概要】**

高齢男性は、介護や支援を要する状態になった時に、介護・予防サービスの利用を好まず、家に閉じこもったり家族に依存してしまったりするケースが報告されている。そういった課題の解決に向け、当事者らである６０～８０代の、「ちょいワルじいさん」たちが集まり、さまざまな取組を進めている。

**ちょいワルじいさん作戦会議**

町のどこかに「じいさんの楽園」を作っていこうという、一見ふざけているようでかなり真面目なプロジェクト。

元気な高齢男性向け事業は？

介護や支援が必要な男性は？

バーと間違えるデイサービス

高齢バンドの野外ライブ

高齢男性を連れ出すための演劇ワークショップ

介助付き温泉日帰り旅行「ちょいワルの旅」

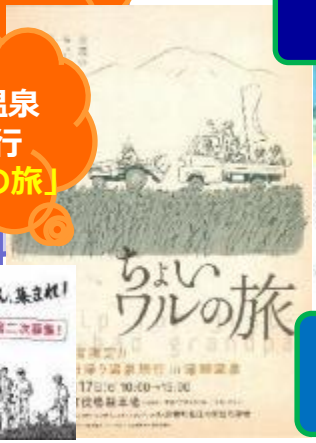


**地域とつながるセミナー**

ボランティア活動、地域包括ケアの現場で活躍する専門職のセミナー、アーティストによるワークショップなどの内容。医師・保健師・看護師等を目指す学生が対象。

**学術研究（成果・課題）**

東京大学大学院医学系研究科 医学教育国際研究センターの 孫講師の協力を得て、ＣＢＰＲの枠組みに基づくアクションリサーチ行い、学術研究とすることで、成果や課題を明らかにしていく。

参考事例

# 多機関協働事業の事例（多機関の中核を担う役割）

## 福井県坂井市

**基本データ**
人　口：91,638人
世帯数：31,777世帯
高齢化率：27.7%
面　積：209.67km²
小学校区：19
中学校区：5
平成31年4月1日時点

## 課題

- モデル実施以前に、生活保護事業・生活困窮事業を中心にワンストップ窓口を新設したところ、**主訴が明確でない相談がワンストップ窓口に集中するようになった**。
- 経済的な課題以外にも問題を抱えているケースが多く、障害、高齢などの**各分野機関の業務との役割分担が不明確で、責任の所在があいまい**となっていた。

## 取組内容

**・モデル事業を通じ、相談支援包括化推進員の役割を整理するため、学識経験者・相談機関・行政（高齢・障害・子ども・生活困窮）で検討会を開催。「相談支援包括化推進員の役割は、単独の分野だけでは対応が困難な難しい場合に、庁内や既存の相談機関との調整を担う者」として、直接相談対応は行わず、関係機関からの相談を受け付け「多機関による相談支援包括化個別会議（さかまる会議）」のコーディネーターと位置づける。**

## 効果

・庁内担当課や分野別相談機関が、複合課題を分野別に支援するのではなく、**相談支援包括化推進員が、各相談支援機関を孤立させないために各相談支援機関の同士の潤滑油として調整するため、各機関が同一の認識のもと、役割を分担しながら責任をもって関わる市全体チームとしての体制づくりの一助となっている。**

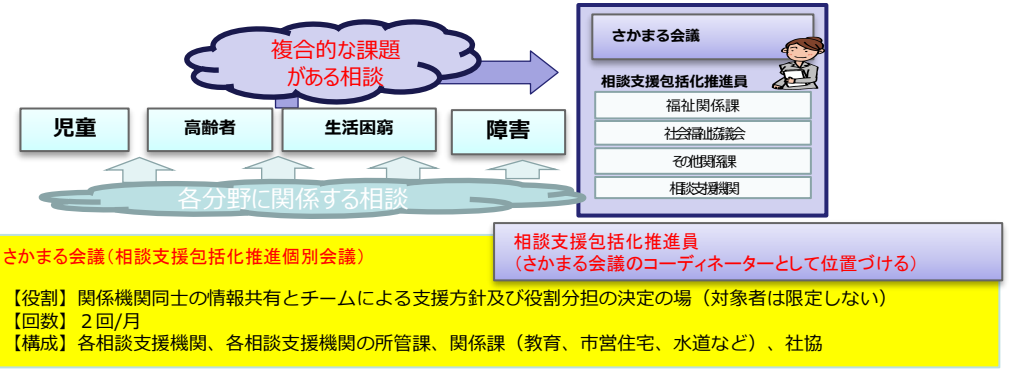


（支援事例）80・50・20世帯
A機関が他機関と個別に連携しながら関わるも3年間状況が変わらない状況。担当相談員は行き詰まりを感じていた。

相談支援包括化推進員がA機関から相談を受付
・関係機関すべてを集めてさかまる会議を開催。

相談支援包括化推進員が司会進行。
関係機関が有する情報をそれぞれ持ち寄り、共有しながら世帯全体の支援方針を決定。

（A機関の相談員の声）
さかまる会議以前は、各機関と個別にやりとりしていたので、世帯全体をみる場面が作りにくかった、さかまる会議では「世帯全体についてどこまで支援するか」という方針を関係機関共有認識を持てた。

参考事例

# コーディネート機能を活用した地域づくりの事例（岡山市）

地域づくりの拠点の一つである公民館の職員と支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネートするため、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。

## 取組の概要

- 岡山市では公民館がESD（持続可能な開発のための教育）や市民と協働した取組を推進し、**地域づくりの拠点の一つとして重要な役割を担うとともに、公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援。**
- このため、支え合い推進員が活動するにあたって、**公民館をはじめとした関係課・関係機関の協議の場を全庁、地域単位でそれぞれ設け、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。**

## 取組における工夫・ポイント

- 保健福祉の上位計画である**地域共生社会推進計画と公民館基本方針において、それぞれ連携を位置づけ**、地域づくりを推進。
- 関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、**小・中学校地区レベルでは、公民館職員、保健福祉関係職員で構成する地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議**。（概ね1ヵ月に1回開催）
- 支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを**地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を協働で実施。**

## 取組の成果

- 支え合い推進員や公民館職員等が連携して地域づくりを行うことで、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、**地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与。**

### 【とみやま助け合い隊の結成】

公民館職員、支え合い推進員、地域住民等が参加する「小地域ケア会議」で地域ニーズを整理したことをきっかけに、地域住民が困りごと支援をする「とみやま助け合い隊」を結成。
公民館職員が後方支援しながら、地域住民が公民館でサポーター研修を開催し、担い手を育成。

支援例：ゴミ出し、パソコンの設置・操作、草取り、病院等への付き添い等

### 【地域を支え合う協議体、チーム大元の結成】

公民館、支え合い推進員等がチームで地域のキーパーソンとの関係づくりを行うことで、地域住民が主体的に支え合いを考える協議体を設置

行政が一本化しており、本気度を感じた。住民もできることをしていきたい。

## 実施体制

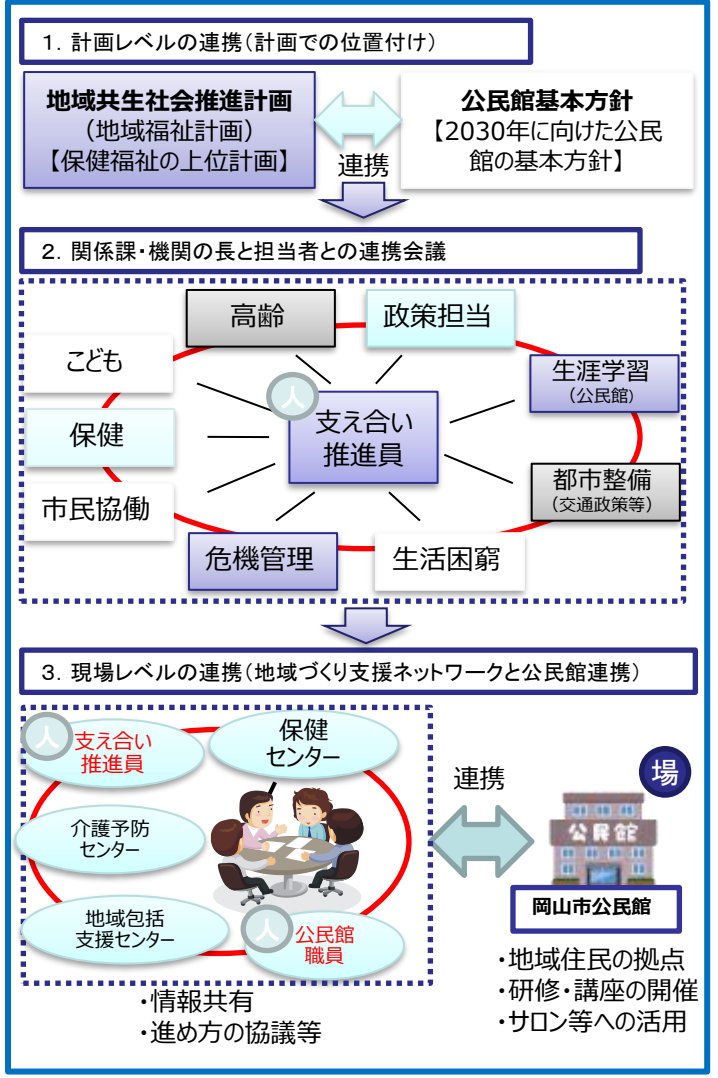

参考事例

# 「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制（東京都世田谷区）

自治体概要※
人口 916,592
面積 58.05㎢
小学校数＊ 62
中学校数＊ 31

※2019年10月1日現在
＊区立のみ

- 地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。
- 三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

## ◎まちづくりセンターでの三者の一体整備

- 区内28か所(日常生活圏域毎)のまちづくりセンター(地域活動の支援)と、あんしんすこやかセンター(※地域包括支援センター)、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター等)の一体整備を推進し、三者の連携を強化。
- 三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、
  ①身近な地区で福祉の相談を受ける仕組みづくり
  ②身近な地域で支え合う活動の創出やネットワークづくり
  に取り組み、地域の課題を地域の力で解決していく。

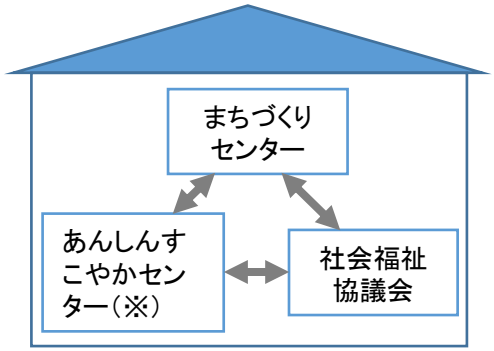

三者の一体整備
（上馬まちづくりセンター）

## ◎三者連携会議

- 三者の運営や地区活動等に関する情報の共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

## ◎地区アセスメント

- 地区の社会資源、住民ニーズ、生活課題の把握とそれに基づく取組を検討・実施

連携・バックアップ

## 区レベルでの取組

区役所（本庁組織）
保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所が連携し、総合支所をバックアップ

地域障害者相談支援センター

自立相談支援機関

若者総合支援センター

おでかけひろば

総合支所（区内５地域：福祉事務所・市町村保健センターの機能も持つ）

- **健康づくり課**：母子保健、健康づくり、こころの健康
- **生活支援課**：生活保護、生活困窮
  - 子ども家庭支援センター：子育て相談、虐待予防
- **保健福祉課**：高齢者・障害者の保健福祉サービス
- **地域振興課**：地域活動支援、防災、生涯学習

作成：厚生労働省

参考事例

# 『福祉なんでも相談窓口』の設置による共生の地域づくり（山口県宇部市）

自治体概要※
人口 166,023
面積 286.65㎢
小学校数 24
中学校数 12

● 地域の6圏域に設置している地域包括支援センター（10か所）・障害者相談支援事業所（3か所）、宇部市社会福祉協議会それぞれを『福祉なんでも相談窓口』として位置づけ、子どもから高齢者までの複合的な相談を受け止め、関係機関とともに解決するとともに、個別の事例から把握した地域課題を地域住民とともに解決を図っていく仕組みづくりを行う。

## ◎『福祉なんでも相談窓口』の設置（福祉なんでも相談員の配置）

●地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を子どもから高齢者までの相談を受け止める総合相談窓口として機能の拡充を図る。

●福祉なんでも相談員を14カ所に配置し、複合的な問題をかかえるケースの支援を関連機関と共に行う。

## ◎新たな担い手の育成

●地域活動を通じて、地域の新たな担い手の育成を行う。子どもから高齢者まで集えるご近所ふれあいサロンの担い手の発掘や福祉委員の育成等を行う。

## ◎地域支え合いのしくみづくり

●地域支え合い会議（地域住民、支援者、社会福祉法人、宇部市社会福祉協議会、行政等で構成）を活用し、分野や世代を超えて支え合うために地域の状況や潜在ニーズを把握し、課題の解決に向けた資源の開発（買い物支援、地域内交通、有償助け合い活動）等に取り組む。

## ◎地域関係機関とのネットワークの構築

●個別の事例への対応や地域支え合い会議等を通じ、関係機関との連携を図る。

### 市レベルでの取組（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）

福祉総合相談センター（市・福祉部）

バックアップ

連携

高齢
障害
子育て
医療
生活困窮
社会福祉協議会
民生・児童委員 校区福祉委員
消防
警察

・市役所の地域連携室としての役割（多分野の相談支援機関の情報共有・連携・協働）

**既存会議を活用した相談支援包括化推進会議**

- 保健・医療・福祉サービス調整会議（相談支援包括化推進会議）
- 地域自立支援協議会（相談支援包括化推進会議）
- 子どもネットワーク会議（相談支援包括化推進会議）

課題の抽出

既存の協議体を相談支援包括化推進会議として活用し、各分野において丸ごとの体制を推進。

**福祉なんでも相談員連絡会議**

福祉なんでも相談窓口で受けた相談を共有・分析する連絡会議。
それぞれの相談支援包括化推進会議に課題や必要なサービスを提案。

作成：厚生労働省

参考施策

# シルバー人材センター事業 （概要）

**臨時的・短期的または軽易な就業(＊)を希望する高年齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供**

## ○ シルバー人材センターの概要（令和5年度）

団体数1,309団体、会員数67.6万人（男性44.0万人・女性23.6万人）、平均年齢74.8歳、月平均収入3.9万円

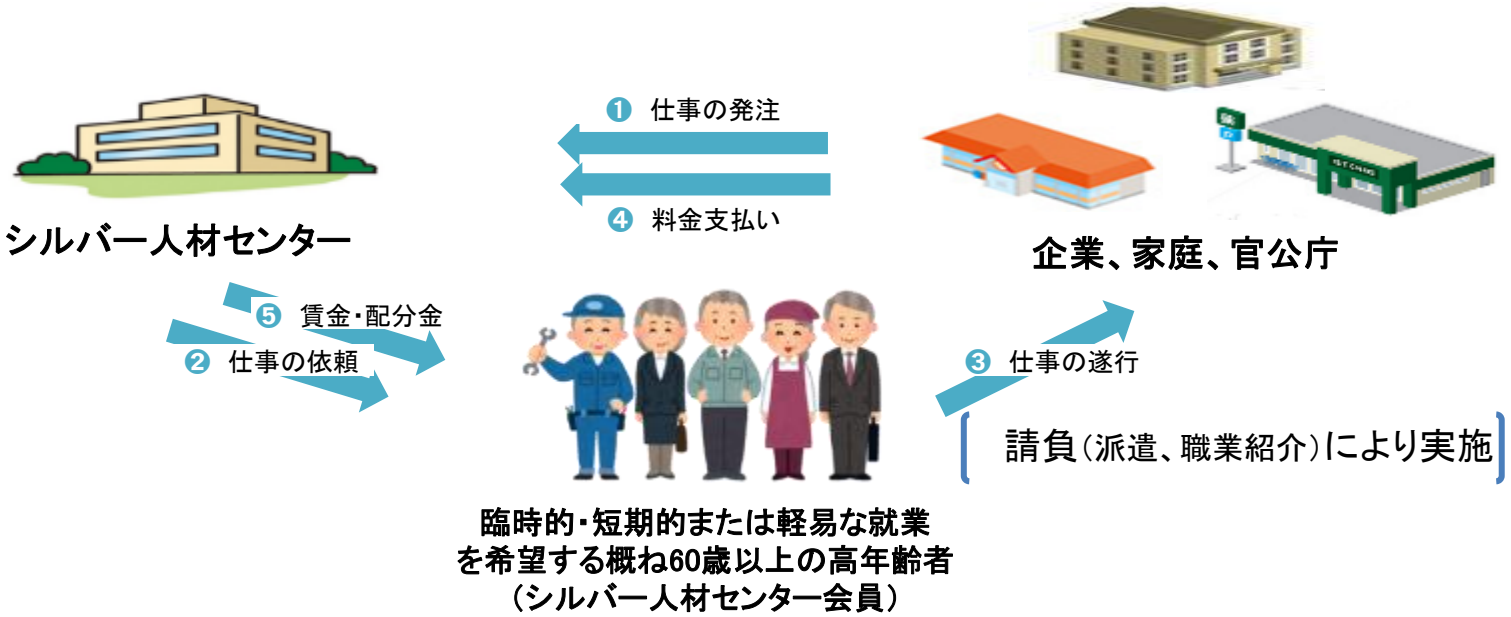


## ○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット等への派遣、

福祉・家事援助サービスや清掃、自転車置き場管理、公園管理、植木剪定　など

→ 地域の経済・社会の維持・発展　など

→ 企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

→ 高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

＊　おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

# シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和（高齢法関係）

## 改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に限定されているシルバー人材センター等の取り扱う業務の要件を緩和する。

## 現行の内容

シルバー人材センターの取り扱う業務は、**「臨時的・短期的」（概ね月10日程度まで）又は「軽易な業務」（概ね週20時間まで）に限定**されている。

## 改正の内容【平成28年４月１日施行】

○　シルバー人材センターの業務のうち、**派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能**とする。

○　要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。

- 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（※１）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
- 要件緩和を実施する業種等を指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（※２）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
- 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。

※1　次の2つの基準を規定。要件緩和を行う市町村の区域において、①指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者の利益を不当に害することがないと認められること。②他の労働者の雇用の機会や労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること。

※2　次の関係者を規定。①市町村長、②シルバー人材センター等、③指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

# 高年齢雇用継続給付の概要

## 給付金の種類と額

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が５年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

（注）同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

## 給付額

60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和７年度以降は10%）

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%（令和７年度以降は70.4%）を超え75%未満の場合は逓減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額37万452円（令和５年８月１日～）を超える場合、超える額を減額

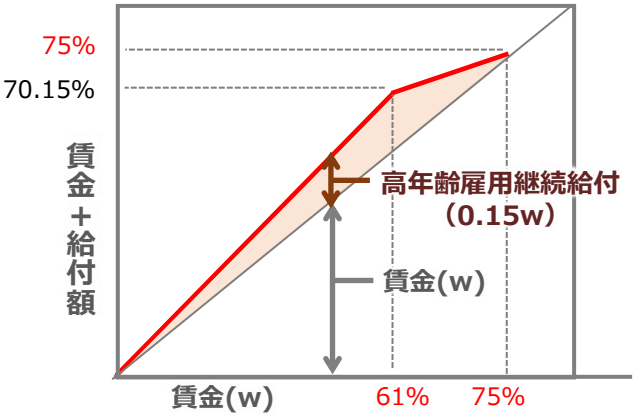


(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

## 支給期間

65歳に達するまでの期間

※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は２年間、100日以上は１年間

参考施策

# 生涯現役地域づくり環境整備事業の概要

## 1　事業の目的

地域のニーズを踏まえた高年齢者の多様な雇用・就業機会を創出すると共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを支援する。

## 2　事業の概要

○地域の課題・実情を解決するための事業構想を協議会自らが策定
○提案された事業構想の中から、特に事業効果が高いと評価されるものをコンテスト方式で選抜
【実施期間】３年度以内【実施規模】各年度1,750万円（２年度目以降は実績加算金を含む）
【実施主体】高年齢者雇用安定法第35条第１項に規定する協議会
【支援対象】55歳以上の高年齢者、地域内企業 等【実施箇所数】10協議会（R6.4現在）
○併せて、協議会へ伴走型支援を行うとともに、取組や成果を他地域に波及させるため、「生涯現役地域づくり普及促進事業」を実施

## 3　事業のスキーム・実施主体等

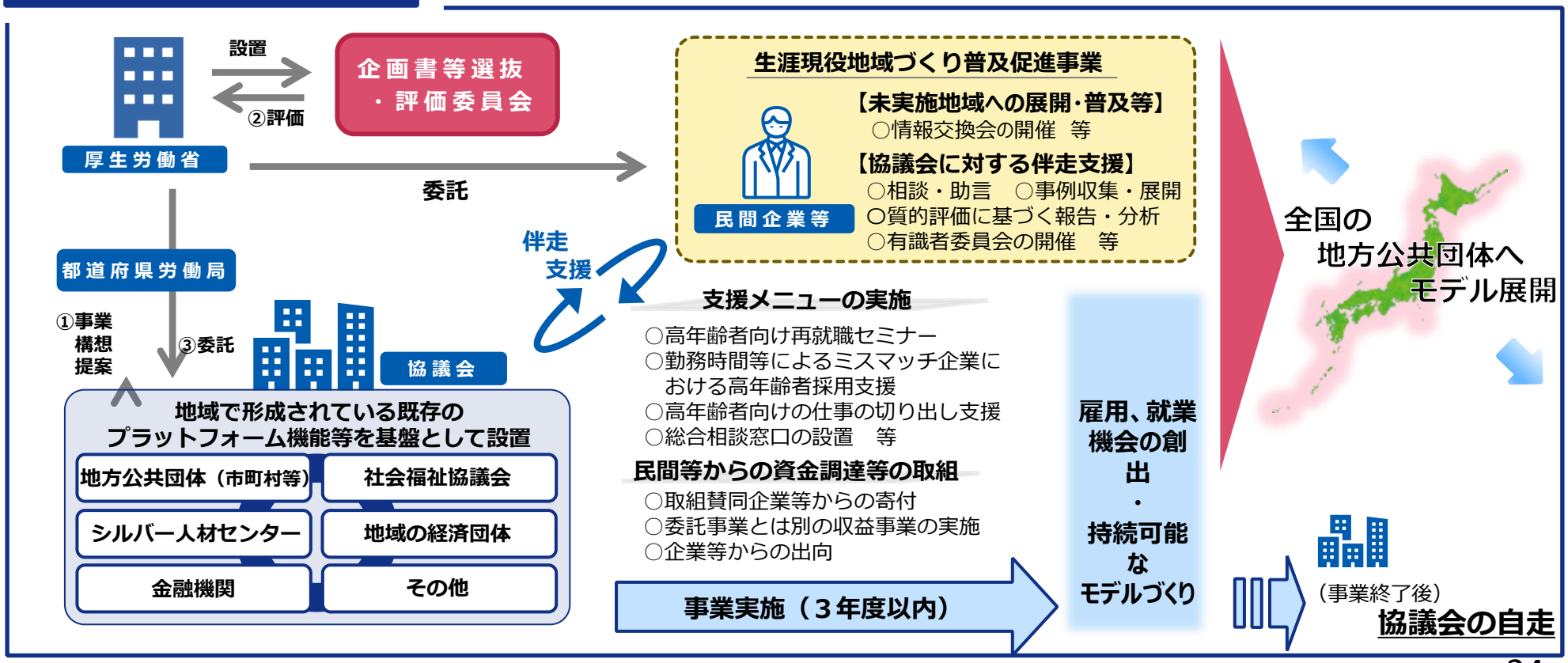

参考施策

# 大学等における履修証明（certificate）制度の概要

## 趣　旨

教育基本法第７条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

## 制度の概要

○**対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
○**内　容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
○**期　間**：目的・内容に応じ、総時間数６０時間以上で各大学等において設定
○**証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
○**質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
※履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用できる

教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な社会貢献

**学位プログラム**
学生向けに４年で１２４単位以上→学位

授業科目
授業科目
・

**履修証明プログラム**
社会人向けに６０時間以上→履修証明書

体系的に編成
講　習
講　習
・
講　習
授業科目
・
※講習には公開講座を含めることも差し支えない。

履修証明プログラム全体に対する単位認定が可能。

参考事例

# 生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例

## 立教大学「立教セカンドステージ大学」

○　50歳以上のシニアのために、人文学的教養の修得を基礎とし、「学び直し」と「再チャレンジ」のサポート。

○　立教建学の精神に基づくリベラルアーツ（教養教育）の重視と、学外からも高い評価を得ている全学共通カリキュラムや先駆的な社会人大学院で培った経験を踏まえ、シニアの人たちがセカンドステージの生き方を自らデザインする、というコンセプトが設計の原点。

○　単に市民に大学を開放するだけでなく、シニアの人たちが集い、人と人のネットワーク、地域や社会とのネットワークを形成し、仕事や多様な社会参加の担い手として、セカンドステージに踏み出すための新しいキャンパスの創造と位置付けている。

## 園田学園女子大学「シニア専修コース」

○　公開講座の発展型である３年制の専門コース。

○　文学歴史学科、国際文化学科、情報学科に分かれ、専門的な内容まで幅広く学ぶ。

○　卒業後は研究生として、興味のある科目を継続して学ぶことも可能。

※各大学のHPを元に文部科学省において作成。

# 住まい

参考施策

# サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。
※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により創設
（平成23年4月公布・同年10月施行）

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

**【登録基準】**

| | |
|---|---|
| ハード | ○床面積は原則25㎡以上<br>○構造・設備が一定の基準を満たすこと<br>○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置） |
| サービス | ○必須サービス：状況把握サービス・生活相談サービス<br>※その他のサービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 |
| 契約内容 | ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること<br>○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと　等 |

**【入居者要件】**

・60歳以上の者　又は要支援・要介護認定者　等

**【登録状況（R6.3末時点）】**

| | |
|---|---|
| 戸数 | 287,151戸 |
| 棟数 | 8,294棟 |

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

参考施策

# サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

## 予算

**《スマートウェルネス住宅等推進事業：令和6年度予算　167．40億円》**

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。 補助期間は令和7年度まで。

＜対　　象＞　登録されたサービス付き高齢者向け住宅等

＜補助率等＞　住宅　：新築　1/10 等　（上限　70・120・135万円/戸※1 等）

改修　1/3　（上限195 万円/戸 等）

既設改修※2　1/3　（上限 10・35・150万円/戸 等）

高齢者生活支援施設※3　：新築　1/10　、　改修・既設改修　1/3　（上限　1,000万円/施設）

※1　床面積等に応じて設定（ZEHレベルの整備の場合は1.2倍）　※2　IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、止水板設置等工事　等

※3　新築は、介護関連施設等の建設に係る費用を除く。 既設改修は、交流施設の整備に係る費用に限る。

## 税制

**《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制》**

| | | |
|---|---|---|
| 固定資産税 | 5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減 | 令和7年3月31日までに取得等した場合に適用 |
| 不動産取得税 | （家屋）課税標準から1,200万円控除/戸 | |
| | （土地）家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額 | |

## 融資

**《（独）住宅金融支援機構が実施》**

〇サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け

〇住宅融資保険の対象とすることによる支援

民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型住宅ローン（死亡時一括償還型融資）に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援

参考施策

# サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

令和6年度当初予算：
スマートウェルネス住宅等推進事業（167.40億円）の内数

## サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対する支援を行う。

### サービス付き高齢者向け住宅の制度概要

#### 登録基準

| | |
|---|---|
| ハード | ○床面積は原則25㎡以上<br>○構造・設備が一定の基準を満たすこと<br>○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置） |
| サービス | ○必須サービス：状況把握サービス・生活相談サービス |
| 契約内容 | ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること<br>○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと　等 |

#### 入居者要件

○60歳以上の者
○要支援・要介護認定者　等

#### 登録状況（R6.3末時点）

| | |
|---|---|
| 戸数 | 287,151戸 |
| 棟数 | 8,294棟 |

学校を改修して整備した住宅

高齢者生活支援施設における地域交流（イメージ）

### 補助制度の概要

#### 住宅

| | | 補助率 | 補助対象・限度額（※1） |
|---|---|---|---|
| 新築（※5） | 床面積30㎡以上（かつ一定の設備完備） | 1／10（※4） | 135万円／戸（※2, 3） |
| | 床面積25㎡以上 | | 120万円／戸（※3） |
| | 床面積25㎡未満 | | 70万円／戸（※3） |
| 改修、既設改修 | | 1／3 | 195万円／戸（※6, 7）、（※8） |

#### 高齢者生活支援施設（※9）

| | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|
| 新築 | 1／10 | 1,000万円／施設 |
| 改修、既設改修 | 1／3 | |

#### 再エネ等設備（※10）

| | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|
| 太陽光パネル・蓄電池 | 1／10 | 合わせて4万円／戸 |
| 太陽熱温水器 | | 2万円／戸 |

#### 補助要件

○ 高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録すること
○ 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額（11.2～24.0万円／月）とすること
○ 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないこと
○ 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
○ 情報提供システムの運営情報の提供、更新を行うこと
○ 新築・改修の場合は、市町村のまちづくり方針と整合していること　等

※1　事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
※2　全住戸数の2割を上限に適用（ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合は除く）。2割を超える住戸は120万円／戸。
※3　ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円／戸を上乗せする。
※4　ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。
※5　（ⅰ）かつ（ⅱ）の区域に新築する場合は原則半額とする。（ⅰ）市街化調整区域　（ⅱ）土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）
※6　改修は、以下の費用が補助対象。
共用部分の改修、バリアフリー基準に適合させるための改修、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるための構造・設備の改修（高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等）、省エネ性能向上のための構造・設備の改修、エレベーター設置、調査設計計画費（既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る）
※7　限度額195万円/戸が適用される改修は、以下①から④いずれかの場合に限る（調査設計計画費が補助対象になる場合も同様）。それ以外の改修は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する改修、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させる改修、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修、④省エネ性能向上のための構造・設備の改修
※8　既設改修は、以下の費用が補助対象。
IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修（限度額10万円／戸）、車椅子使用者に　必要な空間を確保した便所や浴室等の改修（限度額150万円／戸）、止水板設置等の整備（限度額35万円／棟）、省エネ性能向上のための構造・設備の改修（限度額35万円／戸）
※9　新築は、介護関連施設等の建設に係る費用は補助対象外。既設改修は、交流施設の整備に係る費用に限って補助対象。
※10　全量自家消費であること等の要件を満たす場合に補助対象。

※土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域及び災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域若しくは地すべり防止区域と重複する区域に限る）における住宅の新築は、原則、補助対象外
※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外

参考施策

# サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

## 固定資産税

適用期限
令和7年3月31日まで

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間　税額について2／3を参酌して1／2以上5／6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減　（一般新築特例は1／2軽減）

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）を導入

要件

① 床面積：　30㎡以上160㎡以下／戸（共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上280㎡以下／戸）
② 戸　数：　10戸以上
③ 補　助：　国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
④ 構　造：　特定主要構造部が耐火構造又は主要構造部が準耐火構造であること　等

等

## 不動産取得税

適用期限
令和7年3月31日まで

家屋　課税標準から1200万円控除／戸　（一般新築特例と同じ）

土地　次のいずれか大きい方の金額を税額から控除　（一般新築特例と同じ）

ア　：　4万5,000円（150万円×3%）

イ　：　土地の評価額／㎡×　1／2（特例負担調整措置）×家屋の床面積の2倍（200㎡を限度）×3%

要件

① 床面積：　30㎡以上160㎡以下／戸（共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上240㎡以下／戸）
② 戸　数：　10戸以上
③ 補　助：　国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
④ 構　造：　特定主要構造部が耐火構造又は主要構造部が準耐火構造であること　等

等

参考施策

# （独）住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等

## サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

サービス付き高齢者向け住宅としての登録を受ける賃貸住宅の建設に必要な資金、当該賃貸住宅に係る改良に必要な資金又は当該賃貸住宅とすることを目的とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付ける。

【例：サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金に係る主な融資条件等】

| | |
|---|---|
| 対象住宅 | 次の（１）～（６）の全てに該当する賃貸住宅<br>（１）　高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」としての登録を受ける賃貸住宅（賃貸借契約による住宅に限る）であること（借入期間中は、５年ごとの登録の更新を行うこと）<br>（２）　次のいずれかに該当する性能を有する住宅であること<br>①　断熱等性能等級４以上かつ一次エネルギー消費量等級４以上<br>②　建築物エネルギー消費性能基準<br>（３）　融資対象となる賃貸住宅部分の延べ面積が200㎡以上であること<br>（４）　敷地面積が165㎡以上であること<br>（５）　その他機構が定める技術基準に適合すること<br>（６）　サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る補助金の交付決定を受けていること<br>※土砂災害特別警戒区域内および浸水被害防止区域内等における建設については融資の対象外 |
| 借入額 | 借入れの対象となる事業費の１００％以内（１０万円単位） |
| 借入金利 | ３５年固定金利　または　１５年固定金利 |
| 返済方法 | 元利均等毎月払い　または　元金均等毎月払い |
| 返済期間 | ３５年以内（１年単位）※当初１年間の元金据置可（返済期間内） |

## サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る住宅融資保険の付保

サービス付き高齢者向け住宅への入居を促進するため、民間金融機関によるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージを住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の対象としている。償還方法は、①毎月利息のみ返済、死亡時に元金を一括返済、②死亡時に元利金を一括返済、のいずれかによる。

参考施策

# 既存住宅流通の活性化に向けた取組　既存住宅の建物評価手法の改善

## 既存戸建て住宅の建物評価の現状・課題

流通市場において、木造戸建て住宅が一律に経年減価し、築20～25年程度で市場価値がゼロとなる慣行が存在。

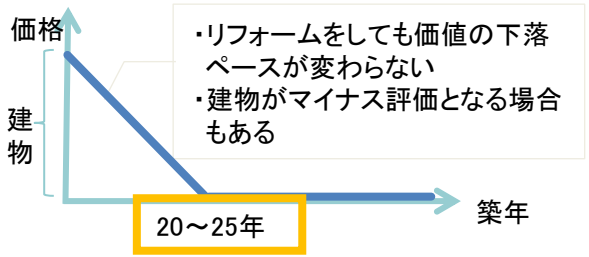


## 木造戸建て住宅の建物評価改善の方向性

住宅の性能や維持管理の状態など、個別の住宅の状態に応じて適切に評価。

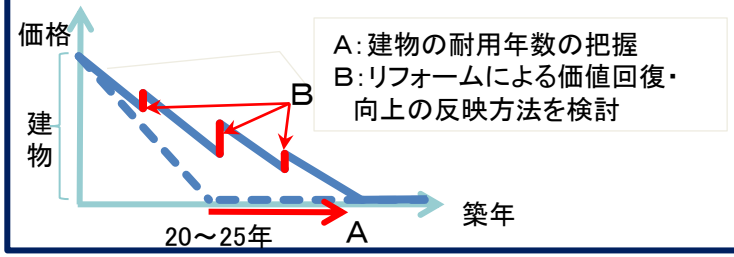


■中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針（H26.3）

①建物を基礎・躯体部分と内外装・設備部分に区分

②基礎・躯体は性能に応じて20年より長い耐用年数を設定

例：長期優良住宅：100年超、住宅性能表示劣化対策等級3：75～90年等

③適切な内外装・設備の補修等を行えば、価値が回復・向上

建物評価改善の市場への定着に向けた取組

◆ 不動産鑑定評価の実務への反映

平成27年7月に、「既存戸建住宅の評価に関する留意点」を策定

◆ 宅地建物取引業者の査定への反映

平成27年7月に、宅建業者が値付けのための査定に用いる「既存住宅価格査定マニュアル」を改訂

参考施策

# 既存住宅流通の活性化に向けた取組　的確なリフォームの推進

## 長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、**既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う。**

【補助率】1／3　【限度額】80万円／戸　等

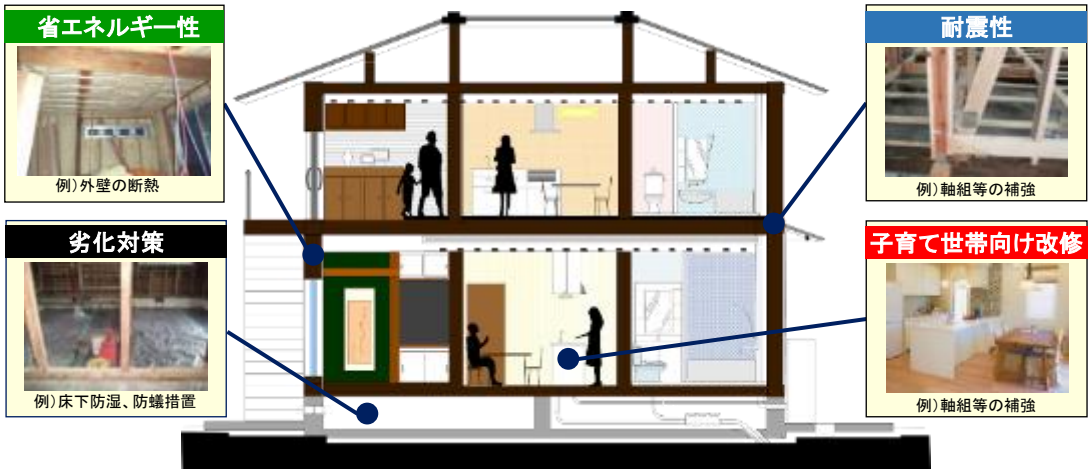


## 住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保や消費者への情報提供を行うなど、**一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体（※）を国が登録する制度を創設**（H26.9～）。住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。

※16団体が登録（R4.3.31現在）

ロゴマーク（商標登録済）

住宅リフォーム事業者団体
国土交通大臣登録

## 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置

**買取再販（※）で扱われる住宅の取得**について、以下の**税制特例措置**を創設。

※事業者が既存住宅を一旦買い取り、性能・質の向上を図るための一定のリフォームを行い、消費者に販売すること

**○買取再販事業者に課される不動産取得税の減額**
（適用期間：H27.4.1～R7.3.31）

**○買主に課される登録免許税の軽減**
（適用期間：H26.4.1～R9.3.31）

**リフォーム工事**
（耐震・省エネ・バリアフリー・水回り等の一定のリフォーム）

売主 → 事業者 → 買主

不動産取得税の軽減　　登録免許税の軽減

参考施策

# 建物状況調査（インスペクション）の活用促進

## 既存住宅状況調査方法基準の策定と既存住宅状況調査技術者講習制度の創設

○ 既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法等（構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の調査・耐震性に関する書類の確認）を規定した既存住宅状況調査方法基準を策定。

○ 国の登録を受けた講習機関が建築士に講習を実施し、修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）は調査方法基準に従って適正に調査を実施。

## 宅地建物取引業法の改正

平成30年４月１日施行

**売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備するため、宅建業者が建物状況調査（インスペクション）の活用を促進。建物状況調査は既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が、既存住宅状況調査方法基準に従って実施。**

**【取引フロー】**

申込み
- 売却/購入申込み
- ①媒介契約締結
- 依頼者の意向に応じインスペクション実施

契約手続
- ②重要事項説明
- ③売買契約締結
- 物件の引渡し

**【新たな措置内容】**

**①媒介契約締結時**
宅建業者がインスペクション業者のあっせんの可否を示し、媒介依頼者の意向に応じてあっせん

**②重要事項説明時**
宅建業者がインスペクション結果を買主に対して説明

**③売買契約締結時**
基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付

**【期待される効果】**

- インスペクションを知らなかった消費者のサービス利用が促進
- 建物の質を踏まえた購入判断や交渉が可能に
- インスペクション結果を活用した既存住宅売買瑕疵保険の加入が促進
- 建物の瑕疵をめぐった物件引渡し後のトラブルを防止

## 建物状況調査（インスペクション）の活用

**①瑕疵保険との連携** ［既存住宅売買瑕疵保険（個人間売買　検査事業者タイプ）］

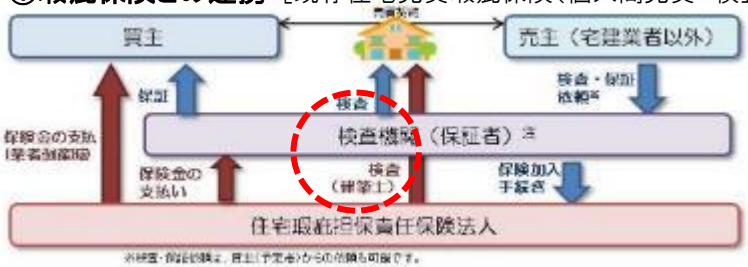


一定の講習を受講・修了し、登録された建築士が検査（左図の青矢印の検査）を実施する場合は、保険法人の現場検査（左図の赤矢印の検査）を書面審査化（通常は2回の検査が必要）
**→利用者の負担軽減**

**②補助事業を通じた活用・普及**

○「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、リフォーム前のインスペクションの実施を要件化。

○「住宅ストック維持・向上促進事業」において、インスペクション費用を補助。

参考施策

# 既存住宅流通・リフォームに係る保険制度

国土交通省

○ 既存住宅等に係る瑕疵による損害を填補するための保険制度として、既存住宅に関する①請負契約に伴う保険（リフォーム瑕疵保険、大規模修繕工事瑕疵保険）、②売買契約に伴う保険（既存売買瑕疵保険（宅建業・個人間））等があり、活用されている。

## リフォーム瑕疵保険
## 大規模修繕瑕疵保険

**請負契約タイプ**

＜概要＞

○保険金の支払対象：
①修繕費用、②調査費用、③仮住居・転居費用等
○保険期間：1～10年
○保険金額：100～2,000万円（リフォーム瑕疵保険）
1,000万円～5億円（大規模修繕工事瑕疵保険）
○填補率：事業者へ80%
（事業者倒産時等）発注者へ100%

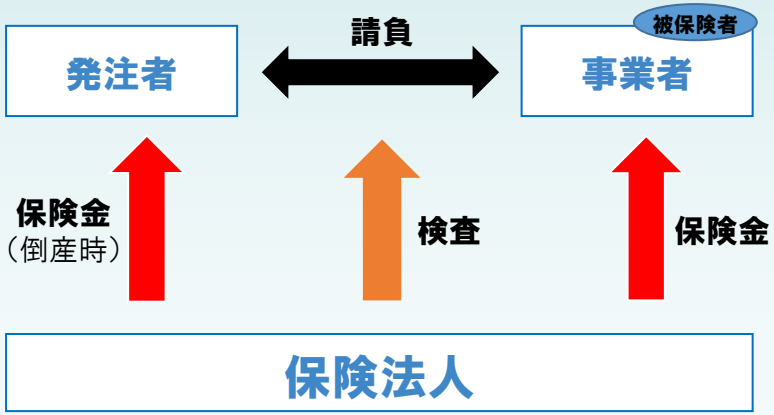


## 既存売買瑕疵保険（宅建業）
## 既存売買瑕疵保険（個人間）

**売買契約タイプ**

＜概要＞

○保険金の支払対象：
①修繕費用、②調査費用、③仮住居・転居費用等
○保険期間：＜宅建業＞ 2年・5年
＜個人間＞ 1年・2年・5年
○保険金額：500万円、1,000万円ほか
○填補率：＜宅建業＞事業者へ80%・（事業者倒産時等）発注者へ100%、＜個人間＞100%

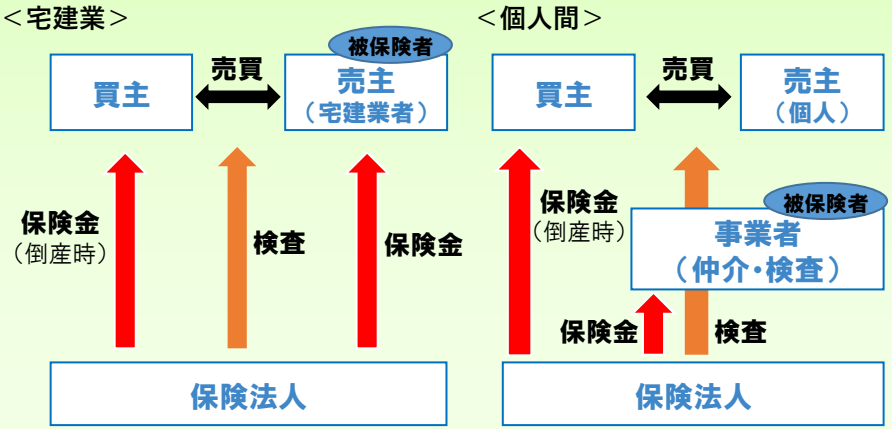

参考施策

# 「安心Ｒ住宅」（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）

○ 既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、**「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする**。

○ このため、**耐震性があり、専門家の検査の結果、構造上の不具合・雨漏りが認められない住宅であって、リフォーム実施済等の既存住宅**に対し、**国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度**を実施。

【平成30年４月１日標章使用開始】

## 従来のいわゆる「中古住宅」

「品質が**不安**、不具合があるかも」
「古い、**汚い**」
「選ぶための情報が少ない、**わからない**」

（既存住宅を紹介しているwebサイト（イメージ））

## 「安心R住宅」　～「住みたい」「買いたい」既存住宅～

「選ぶ時に必要な情報が十分に提供され、納得して購入できる」

安心R住宅

「安心R住宅」ロゴマーク

- 耐震性あり
- 構造上の不具合・雨漏りが認められない住宅
- 現況の写真
- リフォーム実施または リフォームプラン付

など

## 登録団体一覧　令和6年5月22日時点

| 番号 | 登録日 | 名称（略称） |
|---|---|---|
| 1 | 平成29年12月25日 | 一般社団法人優良ストック住宅推進協議会（スムストック） |
| 2 | 平成30年１月26日 | 一般社団法人リノベーション協議会 |
| 3 | 平成30年３月13日 | 公益社団法人全日本不動産協会（（公社）全日本不動産協会） |
| 4 | 平成30年６月８日 | 一般社団法人石川県木造住宅協会 |
| 5 | 平成30年６月28日 | 一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（ＪＥＲＣＯ） |
| 6 | 平成30年６月29日 | 一般社団法人住まい管理支援機構（ＨＭＳ機構） |

| 番号 | 登録日 | 名称（略称） |
|---|---|---|
| 7 | 平成30年8月27日 | 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連） |
| 8 | 平成30年９月25日 | 一般社団法人全国住宅産業協会（全住協） |
| 9 | 平成31年４月26日 | 一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会 |
| 10 | 令和２年３月13日 | 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会（耐震住宅100％実行委員会） |
| 12 | 令和２年10月18日 | 一般社団法人日本木造住宅産業協会（木住協） |
| 13 | 令和３年３月30日 | 一般社団法人安心ストック住宅推進協会（安心ストック） |

※事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行ってエンドユーザーに販売する事業（買取再販事業）で扱われる住宅について、**事業者に課される不動産取得税を減額**する現行の特例措置の対象を、**対象住宅が「安心R住宅」である場合**等に、敷地部分に拡充（平成30年度税制改正）。令和6年３月末時点で、「安心R住宅」流通件数は累計9,005件。

参考施策

# 「全国版空き家・空き地バンク」について

## 目的・概要

○　増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体毎に各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。

○　公募により選定した２事業者　【（株）LIFULL・アットホーム（株）】が平成29年10月からの試行運用を経て、平成30年４月から本格運用を開始。

**株式会社LIFULL**

URL: https://www.homes.co.jp/akiyabank/

**アットホーム株式会社**

URL: https://www.akiya-athome.jp/

## 運用開始後の効果

○　47都道府県含めた1,788自治体のうち、「全国版空き家・空き地バンク」の参画自治体数は1,070自治体（参画率60％）、物件掲載件数は15,912 件。
※掲載件数は２社合算

○　自治体へのアンケート調査等によると、これまで約17,700件の物件が成約済。

【令和６年６月末時点】

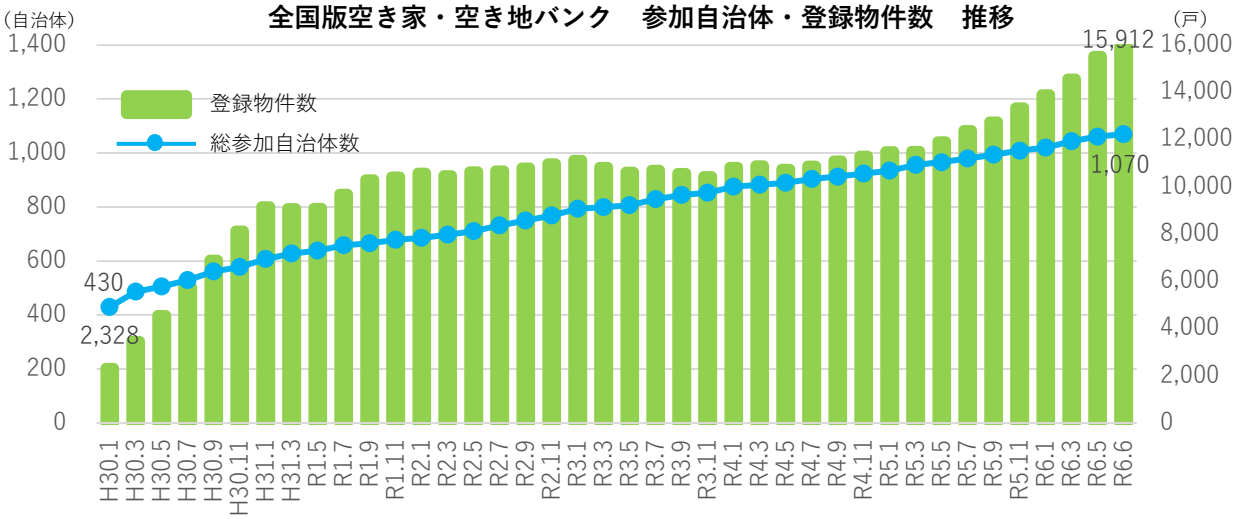


### 空き家・空き地バンク導入のポイント集

○　空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を令和４年６月に公表。空き家・空き地バンクの設置や「全国版空き家・空き地バンク」への参加を促進。

○　空き家・空き地バンクの設置・運営に必要な自治体内における体制構築等のポイントを解説。先行自治体の事例（要綱等）も掲載。

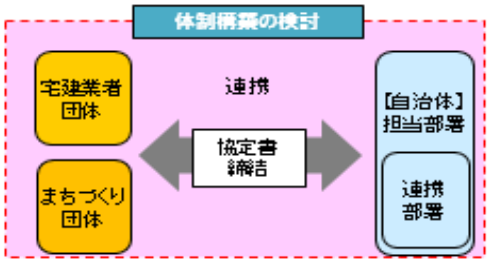


URL:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

参考施策

# 空き家対策総合支援事業

令和６年度当初予算：59億円

空家法の空家等対策計画に基づき**市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組**や、**NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等**に対して支援（事業期間：平成28年度～令和７年度）

## ■空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

○ 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
○ 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
○ 空き家を除却した後の**土地の整備**
○ 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
○ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
○ 空き家の**所有者の特定**

※上記６項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

○ **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務　R6拡充

＜空き家対策附帯事業＞

○ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

○空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

○ 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

| | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
|---|---|---|---|
| 除却 | 2/5 | 2/5 | 1/5 |

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

| | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
|---|---|---|---|
| 活用 | 1/3 | 1/3 | 1/3 |

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

| | 国 | 地方公共団体 |
|---|---|---|
| 支援法人による業務 | 1/2 | 1/2 |

## ■モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

○調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）

○改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率
調査検討等：定額　除却：国2/5、事業者3/5　活用：国1/3、事業者2/3

空き家の活用

地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

参考事例

# 空き家対策総合支援事業【活用】の事例　高知県越知町（おちちょう）

長らく空き家となっている店舗兼住居を所有者から町に寄附を受け、1階は地域おこし協力隊の活動拠点やチャレンジショップ、2階はワークショップなど集いの場として活用する多目的フロアに改修し、地域の住民、若者が気軽に立ち寄り交流できる「商店街活性化拠点施設」として活用。

改修前

改修後

参考施策

# 空き家再生等推進事業

令和６年度当初予算：
社会資本整備総合交付金等の内数

空家等対策計画が対象とする地区において、居住環境の整備改善を図るため、**空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等**に取り組む**地方公共団体**に対して支援する。

## ■空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

○ 空き家の**除却**
（不良住宅の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却）

○ 空き家の**活用**
（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）

○ 空き家を除却した後の**土地の整備**

○ 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**

○ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**

○ 空き家の**所有者の特定**

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

| | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
|---|---|---|---|
| 除却 | 2/5 | 2/5 | 1/5 |

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※略式代執行の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

| | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
|---|---|---|---|
| 活用 | 1/3 | 1/3 | 1/3 |

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の除却

居住環境の整備改善のため、空き家を除却

空き家の活用

地域活性化のため、空き家を活用し観光交流施設を整備

参考事例

# 空き家再生等推進事業【活用】の事例　東京都荒川区

空き家となっていた煎餅屋兼住宅を地域の福祉事業者が借受けて、高齢者向けに区が実施している銭湯での入浴支援と連携した高齢者の居場所及びコミュニティカフェ、シェアオフィス、シェアハウスの複合施設へと改修工事を行い、多世代が交流できる地域の交流施設として活用。

改修前

改修後

参考施策

# 住宅セーフティネット制度の枠組み

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

**① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度**

**② 登録住宅の改修・入居への経済的支援**

**③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援**

【住宅セーフティネット制度のイメージ】

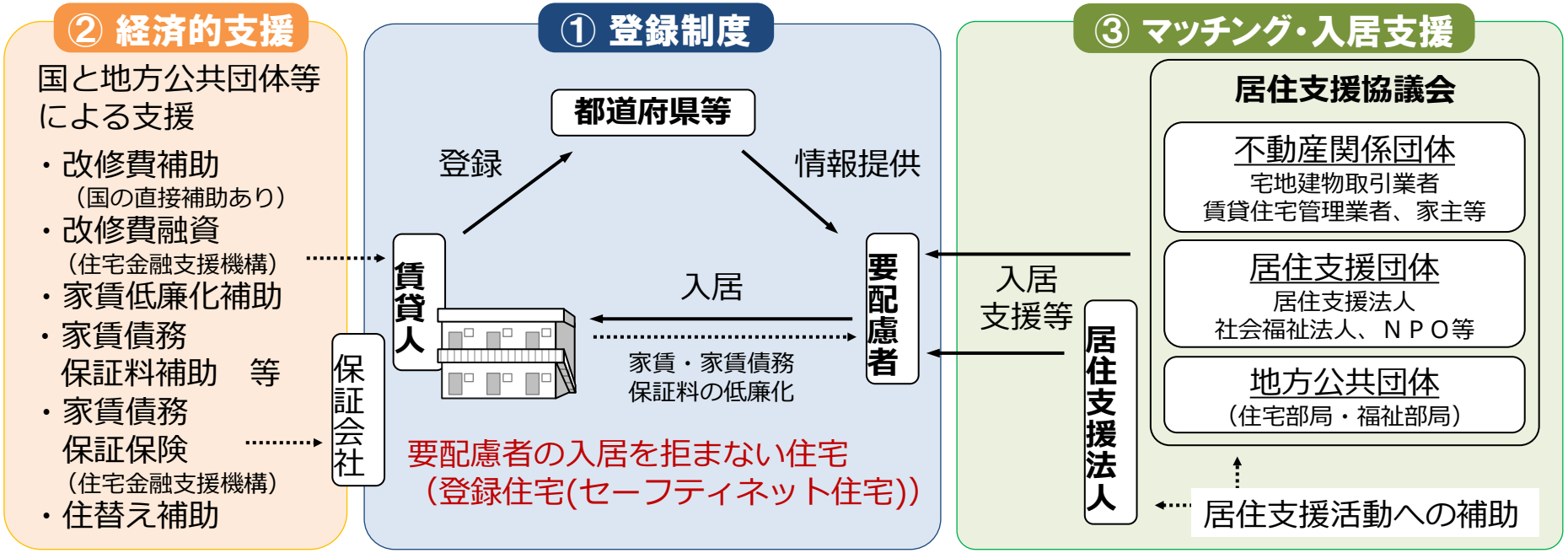

参考施策

# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### （１）設立状況　１４２協議会が設立（令和６年３月31日時点）

○ 都道府県（全都道府県）

○ 市区町（100市区町）

札幌市、旭川市、函館市、本別町、横手市、鶴岡市、山形市、さいたま市、宇都宮市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、墨田区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、あきる野市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、厚木市、岐阜市、菊川市、越前市、小海町、名古屋市、岡崎市、半田市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、廿日市市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、みやき町、竹田市、豊後大野市、日田市、国東市、日出町、熊本市、合志市、日向市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）、霧島市、奄美市）、瀬戸内町、沖縄市

### （２）居住支援協議会による主な活動内容

- メンバー間の意見・情報交換
- 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- 住宅相談サービスの実施
  （住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- 家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- 賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### （３）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和６年度予算〕

居住支援協議会等活動支援事業（10.８億円）

# 高齢者等の住み替え支援事業

高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。

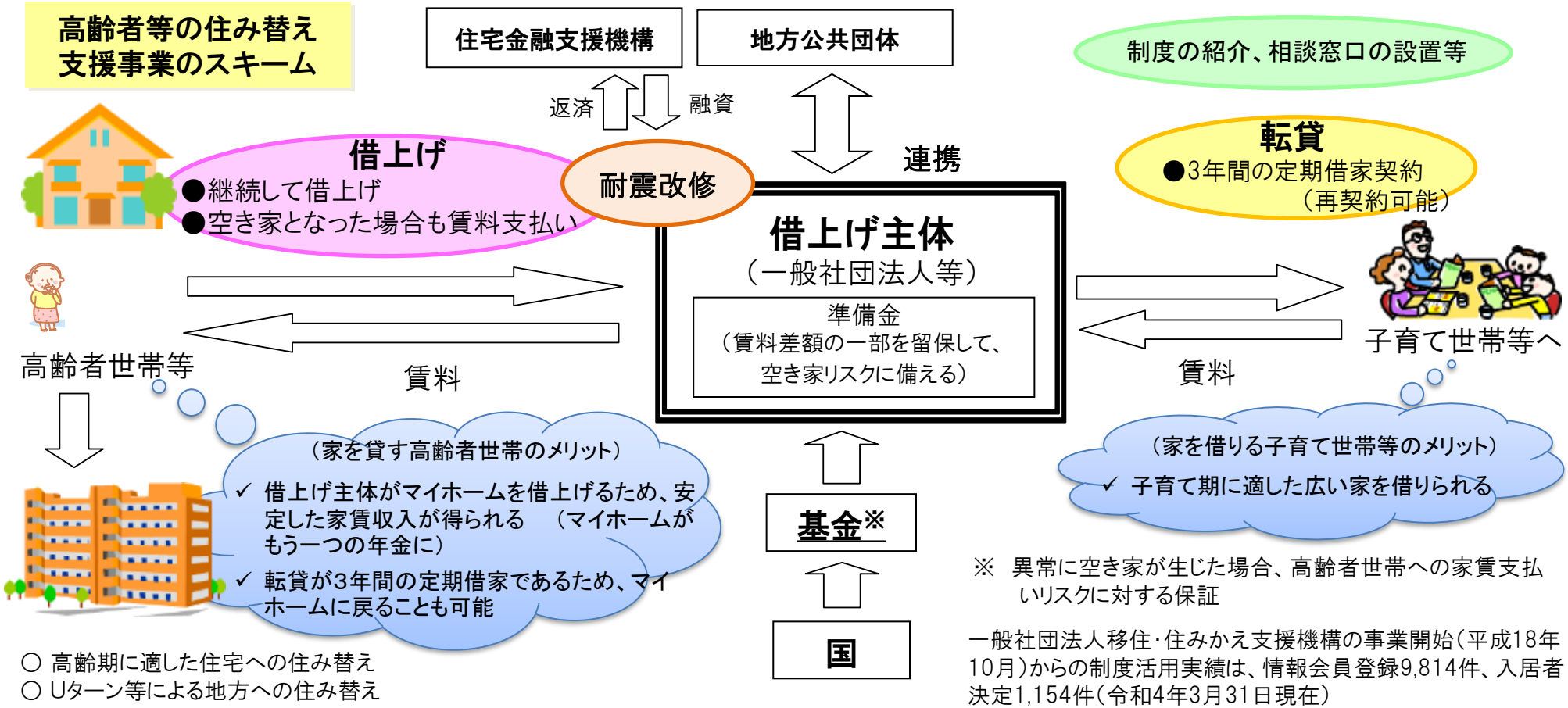


○ 高齢期に適した住宅への住み替え
○ Uターン等による地方への住み替え

※ 異常に空き家が生じた場合、高齢者世帯への家賃支払いリスクに対する保証

一般社団法人移住・住みかえ支援機構の事業開始（平成18年10月）からの制度活用実績は、情報会員登録9,814件、入居者決定1,154件（令和4年3月31日現在）

【地方公共団体等と移住・住みかえ支援機構との連携について】
・全国372の地方公共団体において、「マイホーム借上げ制度」の紹介や相談窓口の設置など、宅建事業者や地域住民等と機構との橋渡しを行っている。（令和4年3月31日時点）。
・住宅金融支援機構は借上げ主体に対し、子育て世帯への転貸に係る賃料等を担保に、耐震改修融資を実施。

参考事例

# 高齢者等の住み替え支援の取組み事例

## ■群馬県空き家活用・住みかえ支援事業（群馬県）

県内での空き家の増加や比較的広い持ち家に居住する高齢者世帯とゆとりある住宅を求めている子育て世帯の住宅ニーズのミスマッチを受け、県と県内35市町及び（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）等で構成する協議会を設立。JTIの「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の有効活用や住みかえ支援に取り組む。

県住宅供給公社の「ぐんま住まいの相談センター」が相談受付や情報提供などの総合窓口になるとともに、県や市町村でも相談受付を実施。「マイホーム借上げ制度」の利用実績は16件（H30.3月末現在）

マイホームを貸したい方が相談に訪れる

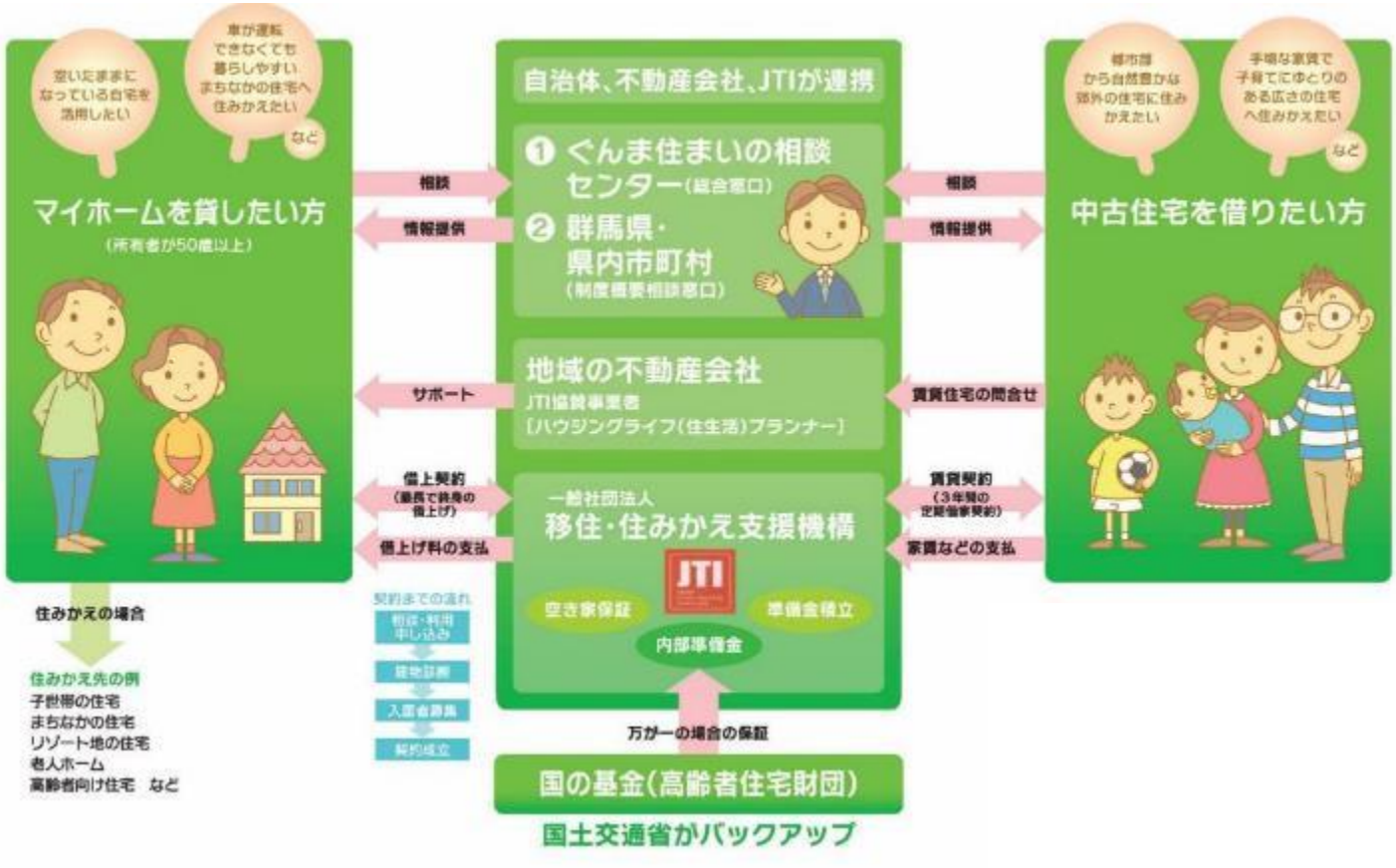

参考事例

# 高齢者等の所有する住宅の活用事業（子育て世帯等へ転貸）

**事業の概要**　　**※高齢者等の住み替え支援事業（国土交通省）を活用**

一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が、高齢者世帯の所有する住宅を定期借家契約により借り上げ子育て世帯等へ転貸。
高齢者世帯は、自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することが可能。

| 所在地 | 構造 | 築年数 | 土地面積 | 建物面積 | 間取り |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府<br>豊中市 | 木造<br>2階 | 31年 | 110.1㎡<br>（33.3坪） | 90.7㎡<br>（27.4坪） | 5LDK |

| 所在地 | 構造 | 築年数 | 土地面積 | 建物面積 | 間取り |
|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川県<br>相模原市 | 軽量<br>鉄骨造<br>2階 | 27年 | 189㎡<br>（57.1坪） | 117.92㎡<br>（35.7坪） | 4LDK |

資料出所：国土交通省住宅局・一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会「地方公共団体等の取組み事例 ・空き家の有効活用の取組み」

参考施策

# 住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援

## 住宅金融支援機構による既存住宅取得･住み替えの支援策

**（1）既存住宅の取得支援**

- 既存住宅の購入について、長期固定金利の住宅ローンを提供（フラット35、フラット35S）
- 既存住宅取得に併せて性能向上リフォームを行う場合に、金利引下げを実施（フラット35リノベ）
- 地方公共団体が地方移住支援等の施策を実施する場合、地方公共団体による財政的支援とあわせて、金利引下げを実施（フラット35（地域連携型））
- 既存住宅を買い取り、リフォームした上で販売する買取再販事業者に対する、民間金融機関による融資を支援（住宅融資保険(特定買取再販ローン保険)）

**（2）高齢者の住み替え支援**

- 高齢者の住宅建設･購入資金について、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅ローン（※）の供給を支援 （住宅融資保険（リ･バース60））

※毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまがお亡くなりになられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却によりご返済いただく住宅ローン。

## 既存住宅取得･住み替えの促進のイメージ

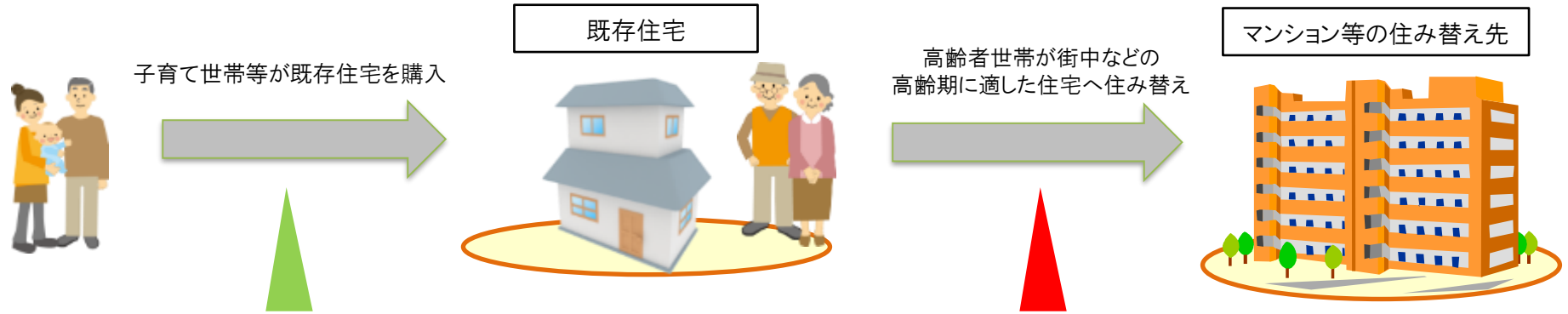


･長期固定金利の住宅ローンで既存住宅を取得
（フラット35（一定の基準を満たす場合はフラット35S、フラット35（地域連携型）））
･既存住宅の購入に併せてリフォームを実施（フラット35リノベ）
･買取再販事業者が既存住宅の取得及びリフォームする場合の民間金融機関による融資に、住宅融資保険（特定買取再販ローン保険）を付保

･住み替え先の購入額について、リバースモーゲージ型住宅ローンで借り入れ
（リバースモーゲージ型住宅ローンに住宅融資保険（リ･バース60）を付保）

参考施策

# スマートウェルネス住宅等推進事業

**令和6年度当初予算：167.40億円**

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅の整備、先導的な住環境・市場環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

## ①サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、整備費に対して支援を実施

補助率：新築　1/10　（補助限度額：70・120・135万円／戸）
改修　1/3　（補助限度額：195万円／戸）　等

## ②セーフティネット住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業）

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用住宅等とする場合や、これに子育て支援施設を併設する場合等の改修費に対して支援を実施
補助率：1/3　補助限度額：50万円／戸・1,000万円／施設　等
対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、シェアハウス化工事、間取り変更工事、省エネ改修工事、安否確認の設備の設置改修工事、防音・遮音工事　等

## ③人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保と健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定される取組に対して支援を実施
補助率：新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

## ④みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

○居住支援法人や家賃債務保証業者等が連携して行う、居住サポート住宅等を供給する大家等の不安の軽減に資する先導的な取組に対して支援を実施
補助率：定額　補助限度額：1事業あたり300万円／年

## ⑤地域生活拠点型再開発事業

○子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施
補助率：国1/3（ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内）
補助対象：調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

## ⑥子育て支援型共同住宅推進事業

○子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備（賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修）に対して支援を実施
補助率：①「子どもの安全確保に資する設備の設置」：新築1/10、改修1/3（上限100万円/戸）
②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」：新築1/10、改修1/3（上限500万円/棟）
※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。

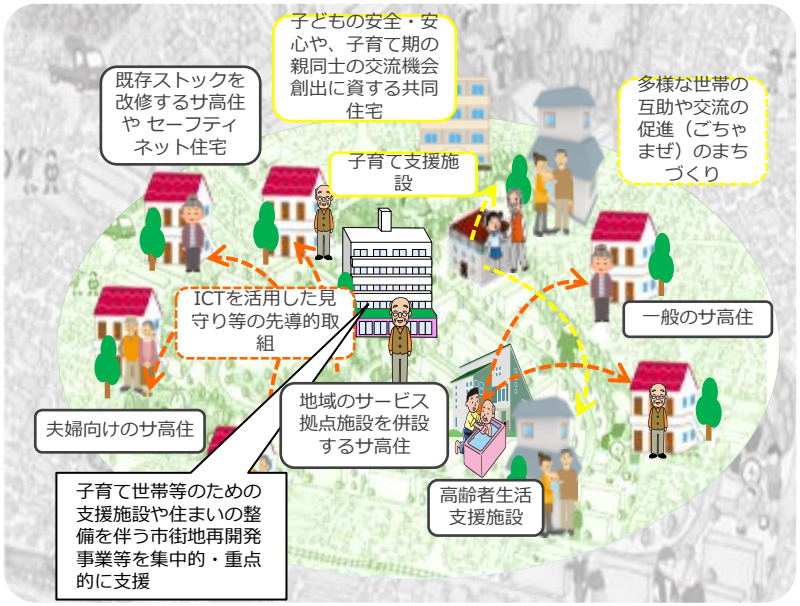


※土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域（①のみ）及び災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域若しくは地すべり防止区域と重複する区域に限る）における住宅の新築は、原則、補助対象外
※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外

参考施策

# 街なみ環境整備事業の概要

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

**【街なみ環境整備促進区域】**

面積１ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

①接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上

②区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域

③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

**【街なみ環境整備事業地区】**

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

## 協議会の活動の助成

**協議会の活動の助成**

勉強会、見学会、資料収集等（交付率：1/2）

## 空家住宅等の除却

**空家住宅等の除却**

（交付率：1/2）

## 街なみ景観整備の助成

**住宅等の修景**

**（外観の修景の整備）**

**景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用**

**（修理、移設、買取等）**

（交付率：1/2,1/3）

## 地区内の公共施設の整備

**道路・公園等の整備**

**生活環境施設の整備**

**（集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等）**

**公共施設の修景**

**（道路の美装化、街路灯整備等）**

**電線地中化**

（交付率：１/２）

# 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

## 拠点開発型の地区要件

**【整備地区の要件】**

・重点整備地区を一つ以上含む地区
・整備地区の面積が概ね５ha以上（重点供給地域は概ね２ha以上）
・原則として住宅戸数密度が３０戸/ha以上の地区

**【重点整備地区の要件】**

・重点整備地区の面積が概ね１ha以上（重点供給地域は概ね０．５ha以上）
・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20％以上の拠点的開発を行う区域を含む

## 街なか居住再生型の地区要件

**【整備地区の要件】**

・重点整備地区を一つ以上含む地区
・整備地区の面積が概ね５ha以上（重点供給地域は概ね２ha以上）

**【重点整備地区の要件】**

・重点整備地区の面積が概ね１ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね０．５ha以上30ha以下）
・一定の条件を満たす中心市街地
・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

## 良質な住宅の供給

### 拠点開発地区における良質な住宅の供給

**市街地住宅等整備事業**

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）

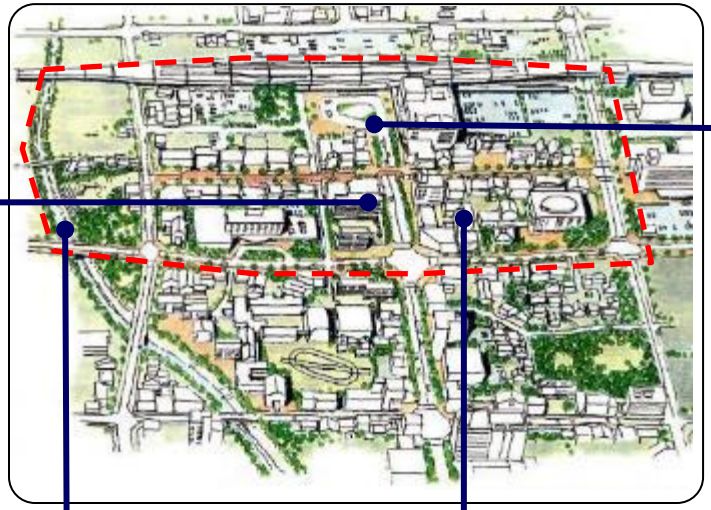

## 事業に関連する公共施設の整備

### 道路・都市公園・河川等の整備

**関連公共施設整備**

（交付率：通常事業に準ずる）

## 受け皿住宅の整備

### 従前居住者用の受け皿住宅の整備

**都市再生住宅等整備事業**

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備

### コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）

### 空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等

等

（交付率：１/３）

参考施策

# 地域におけるＰＲＥの活用推進

〇不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用促進により、公共施設の再編、地方公共団体のPRE有効活用による地域の活性化を支援する。
〇PRE等を活用した、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対して、金融支援を行う。

骨太の方針2020　第3章2（1）④
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」第2章基本目標4-1（1）①

## PREに係る不動産証券化手法等の活用推進

〇国土交通省で策定した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～ 不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドライン～」を活用し、地方公共団体における、不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の民間活用を促進する。
〇全国の空き家・空き地の情報が検索可能な「全国版空き家・空き地バンク」において、公的不動産の情報公開サイトを新設。更なる公的不動産の利活用を促進する。
〇国・地方公共団体の職員向けに毎年開催しているPRE/FM研修において、公的不動産に係る施策に関する講演等を実施。

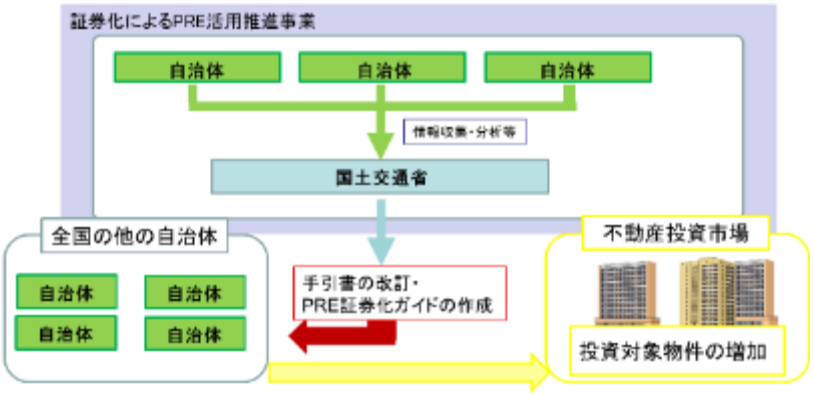


## 民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の再編・更新等に資する事業に対する金融支援

◆ **民間都市開発推進機構が、PRE等を活用しつつ、民間事業者とともに事業に参加することで、公共公益施設等の更新・再編等を加速する。**

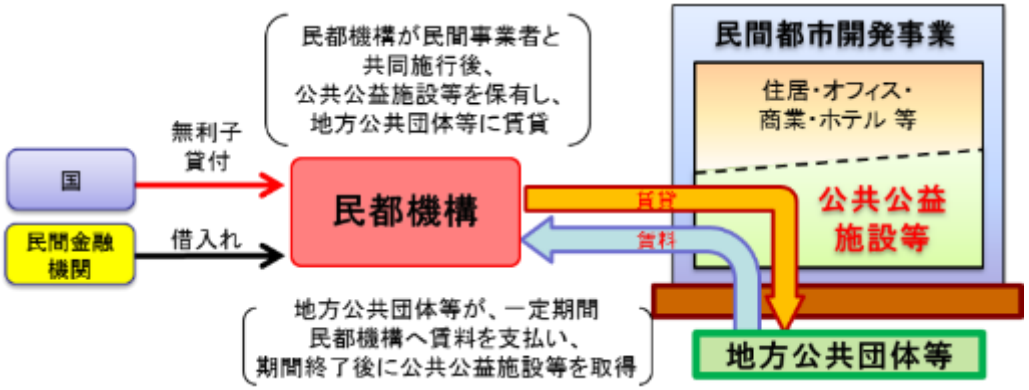

参考施策

# UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化

**UR賃貸住宅団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点の形成を図る。**

＜今後の目標＞ 令和12年度までに250団地程度で拠点形成（住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）において成果指標として位置づけ）

＜取組の状況＞ 計303団地で拠点化に向けて着手済（R6.3.31時点）、うち233団地で拠点として形成（令和6年3月31日現在）

■地域医療福祉拠点化に向けた取組み

**①地域における医療福祉施設等の充実の推進**

**②高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進**

**③若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進**

**［地域医療福祉拠点の形成のイメージ］**

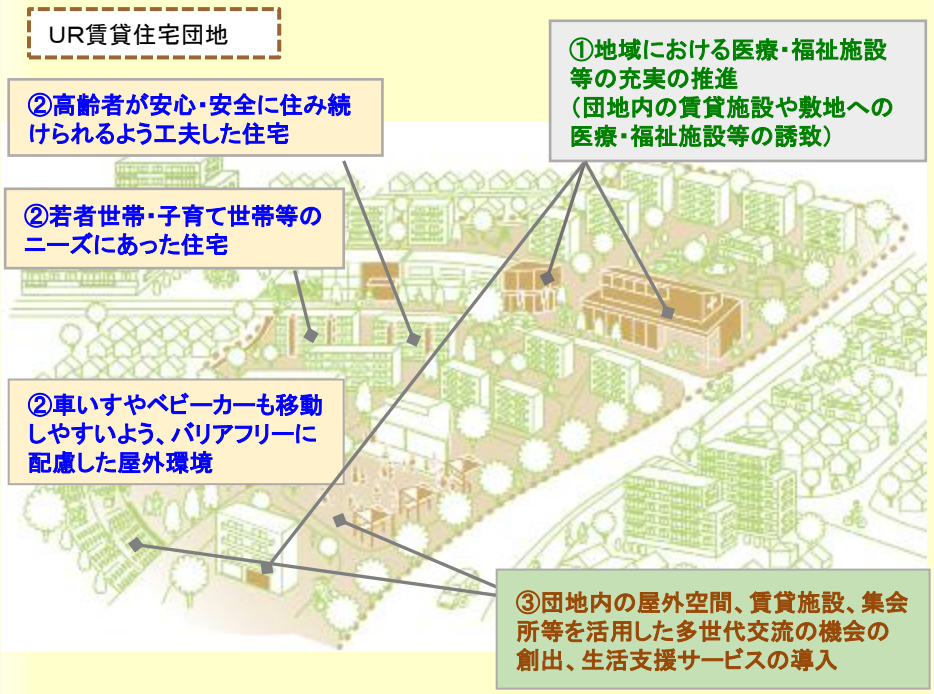


**地域包括ケアシステムの構築・ミクストコミュニティの形成を推進**

**地域医療福祉拠点の形成に取組んでいる303団地** （令和6年3月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 首都圏 | 東京都 | 希望ヶ丘、ｴｽﾃｰﾄ千歳希望ヶ丘（世田谷区）/大島四丁目、大島六丁目、大島七丁目、北砂五丁目、亀戸二丁目、ｱｰﾊﾞﾝﾗｲﾌ亀戸、豊洲四丁目（江東区）/高島平、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ（ゆりの木通り北、ゆりの木通り33番街）（板橋区）、ｱｰﾊﾞﾝﾗｲﾌゆりの木通り東（板橋区・練馬区）/むつみ台、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ公園南、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ大通り南、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝいちょう通り八番街、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ四季の香弐番街、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝﾌﾟﾛﾑﾅｰﾄﾞ十番街、光が丘ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ大通り中央、ｸﾞﾘｰﾝﾌﾟﾗｻﾞ高松（練馬区）/豊島五丁目、ﾇｰﾌﾞｪﾙ赤羽台、王子五丁目、神谷堀公園ﾊｲﾂ（北区）/大谷田一丁目、花畑、パークタウン東綾瀬（足立区）/金町駅前、金町第二、金町第一、青戸第一、青戸第二、青戸第三、青戸第四、青戸第五、すまいる亀有（葛飾区）/立花一丁目（墨田区）/葛西ｸﾘｰﾝﾀｳﾝ清新ﾌﾟﾗｻﾞ、葛西ｸﾘｰﾝﾀｳﾝ清新南ﾊｲﾂ、小島町二丁目、船堀一丁目（江戸川区）/南六郷二丁目、南六郷一丁目、アミティ南六郷（大田区）/多摩ﾆｭｰﾀｳﾝ（諏訪、永山、貝取、豊ヶ丘）（多摩市）/館ヶ丘、ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙ寺田（八王子市）/多摩平の森、高幡台（日野市）/百草（多摩市・日野市）/ひばりが丘ﾊﾟｰｸﾋﾙｽﾞ（西東京市・東久留米市）/新柳沢（西東京市）/ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙｽﾞ東久留米、滝山、滝山東（東久留米市）/鶴川（町田市）/武蔵野緑町ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ、ｻﾝｸﾞﾀﾘｴ桜堤（武蔵野市）/立川若葉町、立川幸町、けやき台（立川市）/ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ美住一番街（東村山市）/清瀬旭が丘、清瀬旭が丘第二（清瀬市）/福生（福生市）/府中グリーンハイツ（府中市）/新川・島屋敷通り（三鷹市）/東中神・コンフォール東中神（昭島市） |
| | 千葉県 | 千葉幸町、花見川、千草台、高洲第一、高洲第二、あやめ台、さつきが丘、真砂第一、真砂第二（千葉市）/ｱｰﾄﾋﾙ高根台、芝山、行田、行田第二、習志野台（船橋市）/ｺﾝﾌｫｰﾙ柏豊四季台、豊四季台第二（柏市）/村上、米本、高津、八千代ゆりのき台ﾗｲﾌﾀｳｰ、八千代ゆりのき台ﾊﾟｰｸｼﾃｨ（八千代市）/ﾊｲﾀｳﾝ塩浜、ﾊｲﾀｳﾝ塩浜第二（市川市）/袖ヶ浦、谷津ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ壱番街、谷津ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ弐番街、谷津ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ参番街、習志野海浜秋津（習志野市）/常盤平、常盤平駅前、常盤平中央、常盤平一丁目、常盤平ｾﾝﾄﾗﾙﾊｲﾂ、常盤平けやき通り住宅、小金原（松戸市）/浦安マリーナイースト21（フォーラム海風の街、望海の街、潮音の街、海園の街、浦安ニューシティ美浜西エステート）（浦安市） |
| | 茨城県 | 戸頭（取手市） |
| | 神奈川県 | 奈良北、公田町、左近山、左近山第三、西菅田、金沢ｼｰｻｲﾄﾞﾀｳﾝ並木一丁目第一、西ひかりが丘、港南台ちどり、港南台かもめ、南永田、南永田第二、南神大寺、飯島、洋光台北、洋光台中央、洋光台西、くぬぎ台、くぬぎ台－Ⅱ、ｺﾝﾌｫｰﾙ明神台（横浜市）/相模台（相模原市）/ｺﾝﾌｫｰﾙ茅ヶ崎浜見平、鶴が台、鶴が台第二（茅ヶ崎市）/平塚高村（平塚市）、上和田（大和市）/虹ヶ丘（川崎市）/辻堂、善行、善行第二、善行第三、善行第四、湘南ﾗｲﾌﾀｳﾝﾊﾞｰｸｻｲﾄﾞ駒寄、コンフォール藤沢（藤沢市） |
| | 埼玉県 | 武里、武里第二（春日部市）/みさと（三郷市）/西大和、ｺﾝﾌｫｰﾙ和光西大和、西大和第二、ﾃﾞｭﾌﾞﾚ西大和（和光市）/ｺﾝﾌｫｰﾙ松原（草加市）/原市、尾山台、西上尾第一、西上尾第二（上尾市）/狭山台（狭山市）/吉川（吉川市）/北坂戸、北坂戸駅前ハイツ、北坂戸駅前第二ハイツ、若葉駅前ハイツ（坂戸市）/若葉台、ﾊﾟｰﾙハイム若葉、ｺﾝﾌｫｰﾙ若葉、かわつるｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ（松ヶ丘、松ヶ丘第二、新鶴）（鶴ヶ島市）、新座、新座ハイツ（新座市）/所沢ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ（駅前通り、公園通り、並木通り、駅前プラザ）、ﾌﾟﾗｻﾞｼﾃｨ新所沢（けやき通り、緑町第二、けやき通り第二、緑町第三、けやき通り第三、所沢駅前）（所沢市）/幸手（幸手市）/わし宮（久喜市）/田島、南浦和第二、南浦和第三、ｺﾝﾌｫｰﾙ南浦和（さいたま市）/北本（北本市）/川口芝園（川口市） |
| | 北海道 | あけぼの、五輪（札幌市） |
| 近畿圏 | 大阪府 | 新千里西町、北緑丘、東豊中第二、シャレール東豊中、千里ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙｽﾞ東町、ｱﾙﾋﾞｽ旭ヶ丘、新千里北町（豊中市）/森之宮、森之宮第2、千島、新豊里、伝法、千鳥橋、高見ﾌﾛｰﾗﾙﾀｳﾝ六番街、高見ﾌﾛｰﾗﾙﾀｳﾝ七番街、高見ﾌﾛｰﾗﾙﾀｳﾝ五番街、高見ﾌﾛｰﾗﾙﾀｳﾝ四番街、ﾌﾛｰﾗﾙﾀｳﾝ千鳥橋、ﾊﾟｰｸｼﾃｨふれあいのまち、南港ひかりの（大阪市）/金剛（富田林市）/香里、香里ヶ丘みずき街、香里ヶ丘けやき東街、香里ヶ丘さくらぎ街、中宮第三（枚方市）/南花台（河内長野市）/富田、玉川橋（高槻市）/泉北竹城台一丁、泉北茶山台二丁、泉北茶山台三丁、泉北竹城台二丁、白鷺、中百舌鳥公園（堺市）/泉南一丁目（泉南市）/千里津雲台、千里ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙｽﾞ竹見台（吹田市）/寝屋川（寝屋川市）/鶴山台（和泉市） |
| | 兵庫県 | 有野、花山東、グリーンヒルズ六甲、多聞台、新多聞、鈴蘭台第一、落合、落合第二、落合第三、ﾙｾﾞﾌｨｰﾙ名谷東（神戸市）/浜甲子園さくら街、浜甲子園なぎさ街、武庫川（西宮市） |
| | 奈良県 | 奈良学園前・鶴舞、富雄、中登美第三、平城第二（奈良市）/郡山駅前（大和郡山市）/西大和片岡台（上牧町） |
| | 京都府 | 男山（八幡市）/久御山（久世郡久御山町）/ｸﾞﾘｰﾝﾀｳﾝ槇島（宇治市）/桃山南、洛西境谷東、洛西竹の里、洛西センタープラザ、壬生坊城第二、洛西新林、洛西新林北、洛西福西公園、醍醐石田（京都市） |
| 中部・九州 | 愛知県 | 豊明（豊明市）/ｱｰﾊﾞﾝﾗﾌﾚ鳴子、尾上、千代が丘、大幸東、豊成、日比野、白鳥ﾊﾟｰｸﾊｲﾂ日比野東、白鳥ﾊﾟｰｸﾊｲﾂ大宝、水草、アーバニア志賀公園（名古屋市）/岩倉（岩倉市）/高蔵寺ニュータウン（中央台、藤山台、岩成台、高森台、岩成台西）（春日井市）/知立（知立市）/江南（江南市）/朝倉（知多市） |
| | 福岡県 | 長住、長住五丁目、ｱｰﾍﾞｲﾝ長住三丁目、ｱｰﾍﾞｲﾝ長住、原、アーベイン若久、星の原、四箇田、室住、宝台、堤、金山、アーベイン金山、香椎若葉（福岡市）/徳力、志徳（北九州市）/日の里、日の里一丁目（宗像市） |

参考事例

# URひばりが丘団地における地域医療福祉拠点の形成の推進

UR都市機構

○ 少子高齢化社会における地域の社会課題へ対応するため、行政や民間と連携してＵＲ賃貸住宅団地へ地域に不足している**医療福祉施設の誘致やエリアマネジメントを実施**

○ ＵＲ賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、**周辺地域にも医療、介護サービス等の提供やコミュニティ活動の展開**を図り、**地域の医療福祉拠点の形成を推進**

| 団地概要 | ひばりが丘 | ひばりが丘パークヒルズ |
|---|---|---|
| 所在地 | 東京都西東京市ひばりが丘三丁目３他<br>東京都東久留米市ひばりが丘団地６他 | |
| 交通 | 西武池袋線「ひばりヶ丘」駅バス６分、バス停下車徒歩1分 | |
| 管理開始 | 平成８年 | 平成15年 |
| 戸数 | 24戸 | 1,504戸 |
| 住宅形式（専用床面積） | 2LDK,3LDK（平均78.8㎡） | 1K～4LDK（平均63.9㎡） |

## 地域の関係者との連携体制

**●行政との連携**

団地再生事業後における具体的な取組内容について西東京市、東久留米市と継続協議しています。

**●団地情報連絡会議の開催**

平成20年から、地域包括支援センター、民生児童委員、自治会、ＵＲ、介護事業者、その他地域関係者が集まり、団地高齢者の支援等に係る会議を定期的に開催しています。

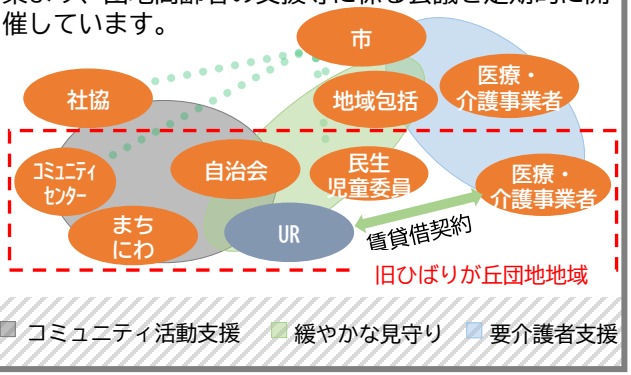


## 日生ケアヴィレッジひばりが丘

複合

**在宅介護・医療の拠点**として、民間事業者を誘致し、**小規模多機能ホーム、認知症グループホーム、診療所、調剤薬局、 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所**等を整備しました。また、隣接する**既存住棟を活用し、サービス付き高齢者向け住宅も整備**しています。**ＵＲ賃貸住宅への生活支援サービス**（安否確認、生活相談、緊急通報・駆けつけ等）も開始しています。

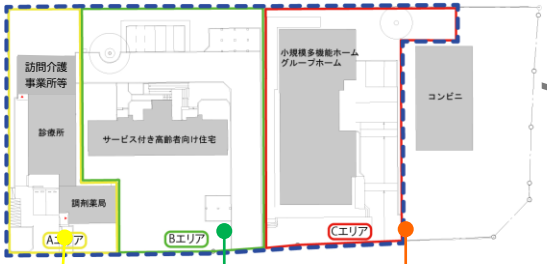

▲調剤薬局・診療所・訪問介護事業所等

▲サービス付き高齢者向け住宅

▲小規模多機能ホーム・グループホーム

【出典】団地再生事業ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ（UR）

## ひばりテラス118

URは民間事業者との連携の下、エリアマネジメントに取組む一般社団法人を設立しました。既存住棟を残して活用したひばりテラス118を拠点に**地域関係者や住民が協働しながら多様なコミュニティ活動**やカフェ等の事業が行われています。

▲外観

←活動の様子

※一般社団法人まちにわひばりが丘提供

参考事例

# UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業

| | |
|---|---|
| 所在地 | 東京都日野市 |
| 団地概要 | 昭和33年　入居開始<br>平成9年　建替え事業着手 |

■5棟(144戸)を民間事業者3者へ建物賃貸
■民間事業者が改修して、民間の賃貸住宅等として活用

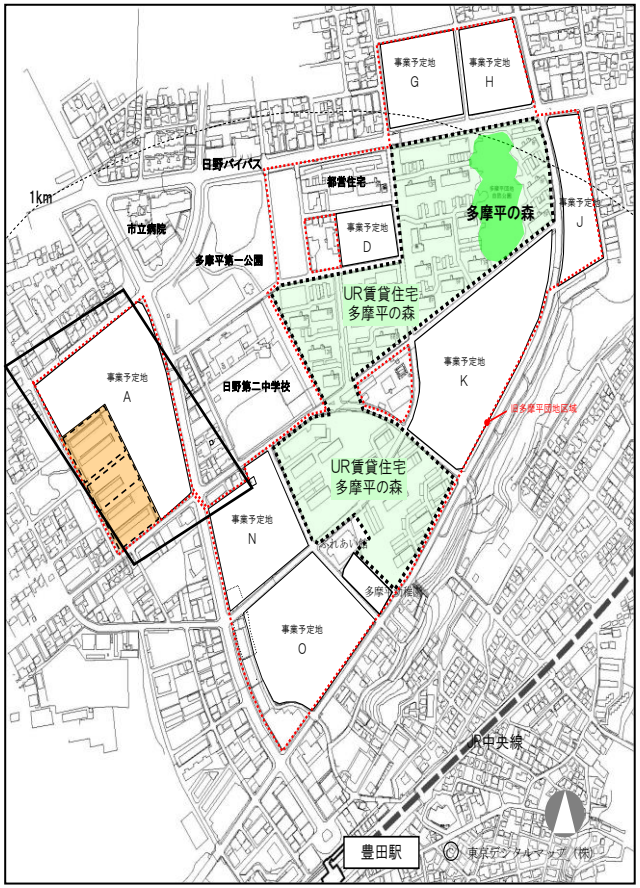


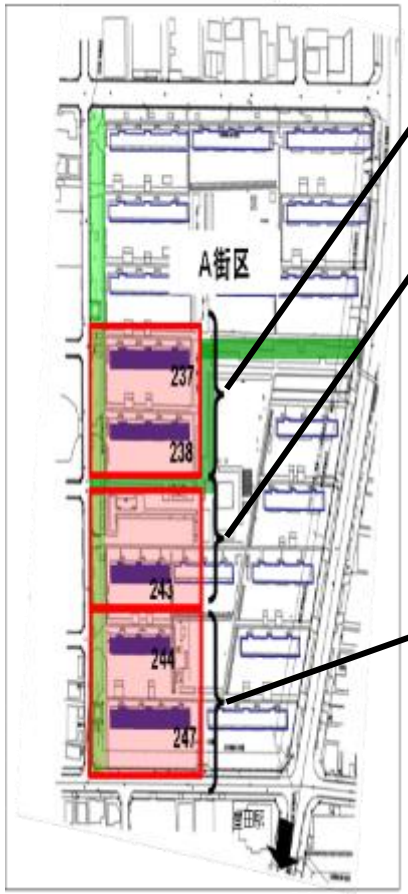


◆事業者:㈱コミュニティネット　　「ゆいま～る多摩平の森」
・サービス付き高齢者向け住宅　、コミュニティハウス
・1階部分に高齢者施設を増築
・賃貸期間:20年　・平成23年10月管理開始

◆事業者:たなべ物産㈱　　「AURA243　多摩平の森」
・専用庭や貸し農園のある賃貸住宅
・賃貸期間:15年　・平成23年7月管理開始

◆事業者:東電不動産㈱　　「りえんと多摩平」
・シェアハウス　1階 共用施設(ｼｬﾜｰ、ﾘﾋﾞﾝｸﾞ等)等　2～4階 シェアハウス(2,3室/戸)
・賃貸期間:15年　・平成23年3月管理開始

# 健康

参考施策

# 地域包括ケアシステムの構築について

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**。

○　今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○　人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○　地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

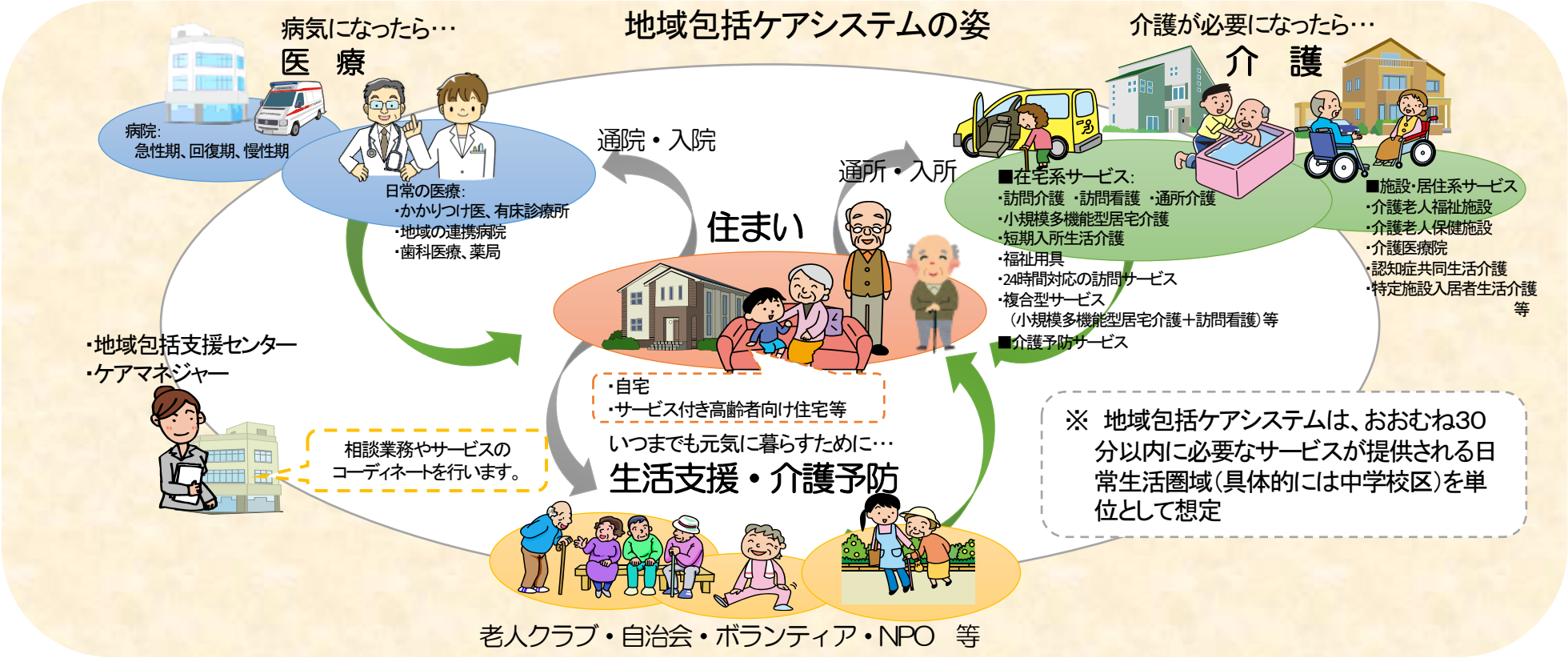

# 地域包括ケアシステムの構築

※金額は令和6年度所要額（公費）

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025（令和7）年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

## Ⅰ　介護サービスの充実と人材確保

### （1）地域医療介護総合確保基金（介護分）524億円

○　医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

**①介護施設等の整備に関する事業**

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費や、介護施設（広域型を含む）の開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。

**②介護従事者の確保に関する事業**

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

※基金の負担割合
国2/3　都道府県1/3

### （2）平成27年度介護報酬改定時における消費税財源の活用分（介護職員の処遇改善等）　1，196億円

○　平成27年度介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を引き続き行う。
- 1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善
  （893億円＜改定率換算で＋1．65％＞）
- 中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
  （303億円＜改定率換算で＋0．56％＞）

### （3）介護職員の処遇改善　364億円

○　「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、収入を2％程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を講じた。（国費10/10　364億円）

○　令和6年度報酬改定では、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5％、令和7年度に2.0％のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げた。

## Ⅱ　市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実　534億円

○　全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

**在宅医療・介護連携**
地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

**認知症施策**
初期集中支援ﾁｰﾑの関与による認知症の早期診断・早期対応、地域支援推進員による相談対応）、認知症の人と家族の一体的支援、認知症本人・家族の支援ﾆｰｽﾞに応える認知症ｻﾎﾟｰﾀｰの活動(ﾁｰﾑｵﾚﾝｼﾞ)等を推進

**地域ケア会議**
地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

**生活支援の充実・強化**
生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やｻｰﾋﾞｽの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※１　上記の地域支援事業の負担割合は、国38.5％、都道府県19.25％、市町村19.25％、１号保険料23％（公費割合は77％）。
※２　併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

参考施策

# 地域支援事業の概要

令和6年度予算額　公費3,609億円、国費1,804億円

○　地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

## ○地域支援事業の事業内容

※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

### (1)介護予防･日常生活支援総合事業

1,843億円（921億円）

**①　介護予防・生活支援サービス事業**

ア　訪問型サービス
イ　通所型サービス
ウ　その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
エ　介護予防ケアマネジメント

**②　一般介護予防事業**

ア　介護予防把握事業
イ　介護予防普及啓発事業
ウ　地域介護予防活動支援事業
エ　一般介護予防事業評価事業
オ　地域リハビリテーション活動支援事業

### (2)包括的支援事業･任意事業

1,766億円（883億円）

**①　包括的支援事業**

うちイ、社会保障充実分
414億円（207億円）

ア　地域包括支援センターの運営
　ⅰ）介護予防ケアマネジメント業務
　ⅱ）総合相談支援業務
　ⅲ）権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
　ⅳ）包括的・継続的マネジメント支援業務
　　※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、
　　地域のケアマネジャーのネットワークづくり　等

イ　社会保障の充実
　ⅰ）認知症施策の推進
　ⅱ）在宅医療・介護連携の推進
　ⅲ）地域ケア会議の実施
　ⅳ）生活支援コーディネーター等の配置

**②　任意事業**

・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業　等

## ○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

①　介護予防・日常生活支援総合事業
　○　事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

②　包括的支援事業・任意事業
　○　「26年度の介護給付費の２％」×「高齢者数の伸び率」

## ○地域支援事業の財源構成

（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防･日常生活支援総合事業

【財源構成】

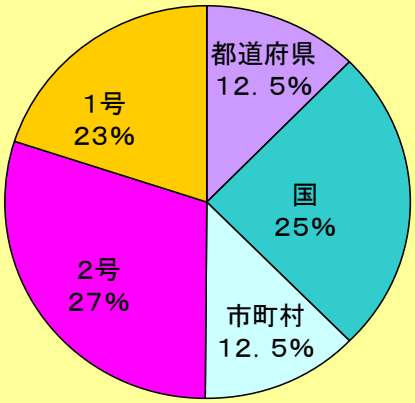


○　費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業･任意事業

【財源構成】

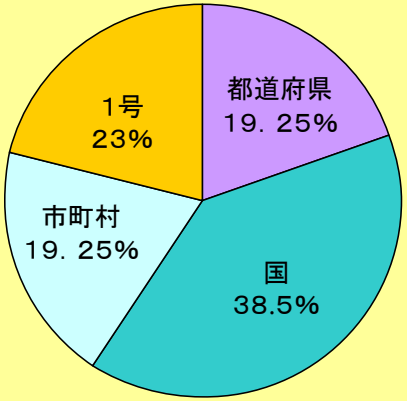


○　費用負担割合は、第２号は負担せず、その分を公費で賄う。
（国：都道府県：市町村＝２：１：１）

# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第１項）

## 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

## 権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

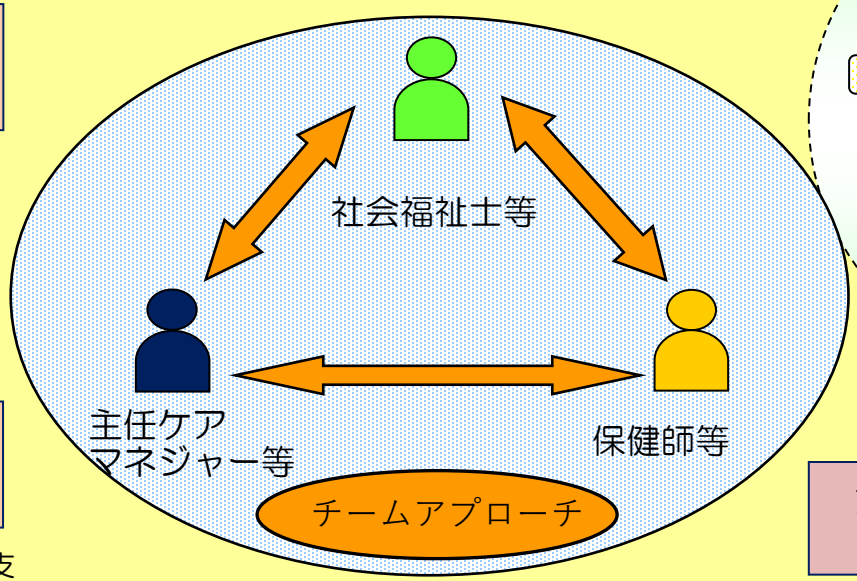


## 多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

- 介護サービス
- ボランティア
- ヘルスサービス
- 成年後見制度
- 地域権利擁護
- 民生委員
- 医療サービス
- 虐待防止
- 介護相談員
- 障害サービス相談
- 生活困窮者自立支援相談
- 介護離職防止相談

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

## 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,431か所
（ブランチ等を含め7,397か所）
※令和５年４月末現在
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ。

参考施策

# 在宅医療・介護連携の推進

○ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例
- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等 （定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等 （急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局 （医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所 （入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

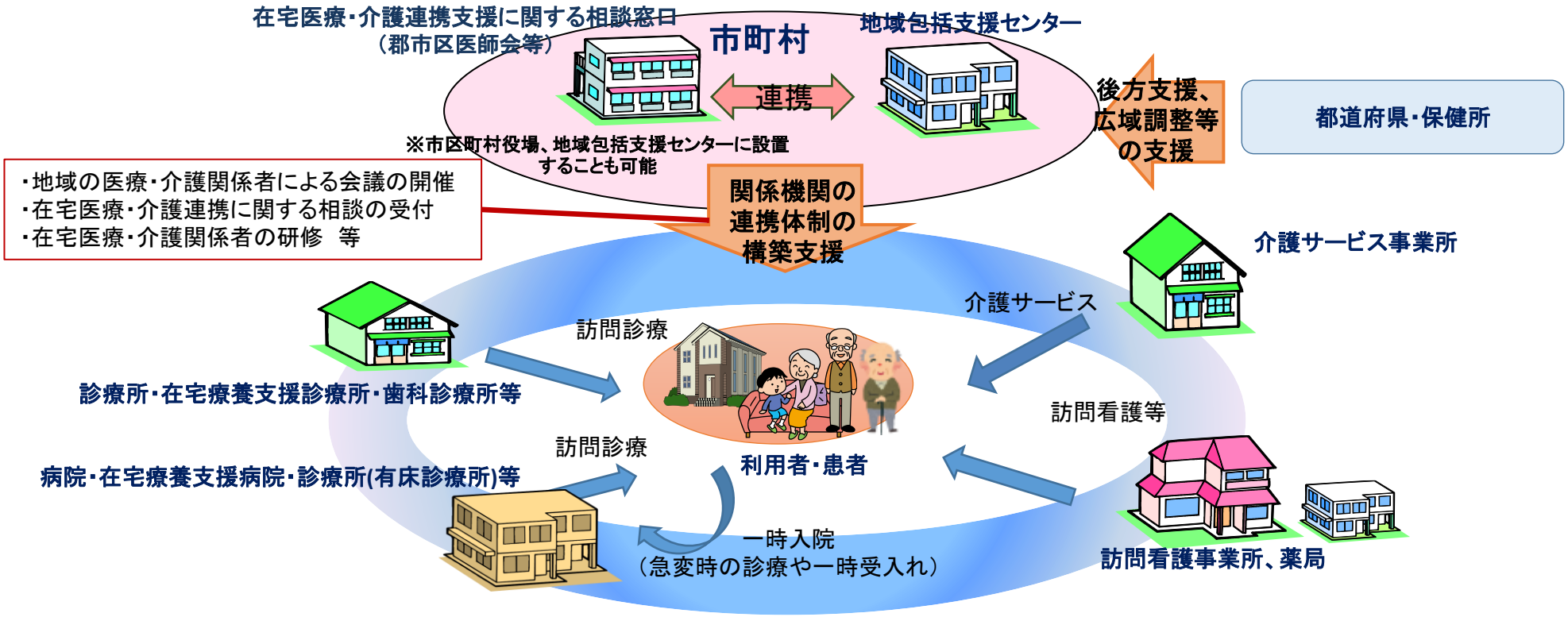

参考施策

# 在宅医療・介護連携推進事業

○　在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。

○　平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。

○　令和２年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。

**切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築**
**（看取りや認知症への対応を強化）**

地域のめざすべき姿

第８期介護保険事業計画期間からの
在宅医療介護連携推進事業の在り方図

**Plan 計画**

**現状分析・課題抽出・施策立案**

- ■　地域の社会資源（医療機関、介護事業所の機能等）や、在宅医療や介護サービスの利用者の情報把握
- ■　将来の人口動態、地域特性に応じたニーズの推計（在宅医療など）
- ■　情報を整理しリストやマップ等必要な媒体を選択して共有・活用

※企画立案時からの医師会等関係機関との協働が重要

**Do 実行**

**Act 改善**

**Check 評価**

**対応策の評価の実施**

**対応策の実施**

**○ 在宅医療・介護連携に関する相談支援**
- ■ コーディネーターの配置等による相談窓口の設置
- ■ 関係者の連携を支援する相談会の開催

**○ 地域住民への普及啓発**
- ■　地域住民等に対する講演会やシンポジウムの開催
- ■　周知資料やHP等の作成

＜地域の実情を踏まえた柔軟な実施が可能＞

**○ 医療・介護関係者の情報共有の支援**
- ■　在宅での看取りや入退院時等に活用できるような情報共有ツールの作成・活用

**○ 医療・介護関係者の研修**
- ■　多職種の協働・連携に関する研修の実施（地域ケア会議含む）
- ■　医療・介護に関する研修の実施

○上記の他、医療・介護関係者への支援に必要な取組

＜市町村における庁内連携＞　総合事業など他の地域支援事業との連携や、災害・救急時対応の検討

**都道府県(保健所等)による支援**
**○ 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援**　**○ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携**
**○ 地域医療構想・医療計画との整合**

参考施策

# 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。
※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）
- ○市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- ○地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- ○地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

**個別の ケアマネジメント**

**サービス担当者会議**（全てのケースについて、多職種協働により適切なケアプランを検討）

事例提供 →
← 支援

## 地域包括支援センターレベルでの会議（地域ケア個別会議）

○地域包括支援センターが開催
○個別ケース（困難事例等）の支援内容を通じた
①地域支援ネットワークの構築
②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
③地域課題の把握　　などを行う。
※幅広い視点から、直接サービス提供に当たらない専門職種も参加
※行政職員は、会議の内容を把握しておき、地域課題の集約などに活かす。

≪主な構成員≫

**医療・介護の専門職種等**
医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、歯科衛生士、PT、OT、ST、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャーなど

**地域の支援者**
自治会、民生委員、ボランティア、NPOなど

その他必要に応じて参加

**地域課題の把握**

**地域づくり・資源開発**

**政策形成**
介護保険事業計画等への位置づけなど

## 市町村レベルの会議（地域ケア推進会議）

**在宅医療・介護連携を支援する相談窓口**
郡市区医師会等
連携を支援する専門職等

**生活支援体制整備**
生活支援コーディネーター
協議体

**認知症施策**
認知症初期集中支援チーム
認知症地域支援推進員

# 地域ケア会議｜豊明市の例

## 豊明市の地域ケア会議（多職種合同ケアカンファレンス）の概要

【目的】自立型ケアマネジメントの強化、多職種の視点によるケアの質の向上
【頻度】要支援・事業対象者（月1回・1.5H・４ケース）、
要介護(月１回・ 1.5H・ミニ講義+3ケース)
【参加者】市、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所等、医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、保健師、看護師、歯科医、歯科衛生士、生活支援コーディネーター、司法書士、社協、民間企業等

人口　68,728人　(30.4)
高齢者人口　17,484人
高齢化率　25.4%

## ポイント１｜明確かつ簡潔な論点の設定

### 会議における議論のポイント

**①本当の課題は何ですか？**

本人にとっての自立は？自立を阻害する要因は？
（現状とありたい姿のギャップから課題を特定）

**②本当に解決できますか？**

サービスは現状とありたい姿のギャップを
本当に解決できるのか

※　普通の暮らしを取り戻す（自立）支援とは
①　現状分析（なぜ今の状態になったのか？）、
②　目標設定（どんな暮らしを目指すのか？）、
③　「本当の課題」の抽出（取り組むべき課題は何か？）
を検討することで、本人や家族が課題と向き合い、行動変容を起こすことに繋がる。

## ポイント２｜他の事業との連動

多職種によるカンファレンスを行うことで、医療介護連携、総合事業、認知症地域支援、生活支援体制整備事業等の市町村が実施する事業が繋がる。

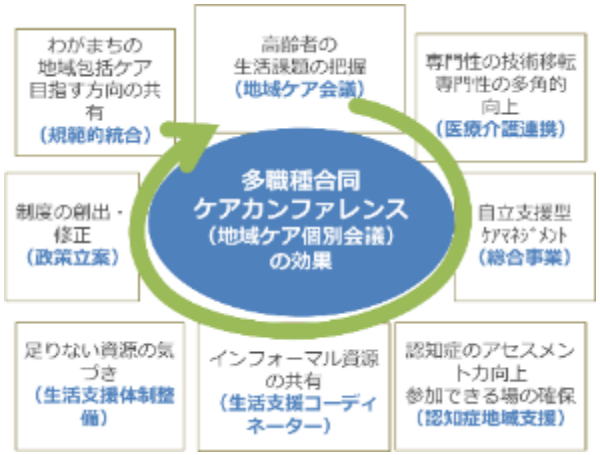

参考施策

# 地域医療介護総合確保基金

令和６年度予算額：公費で1,553億円
（医療分　1,029億円、介護分　524億円）

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

○　このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

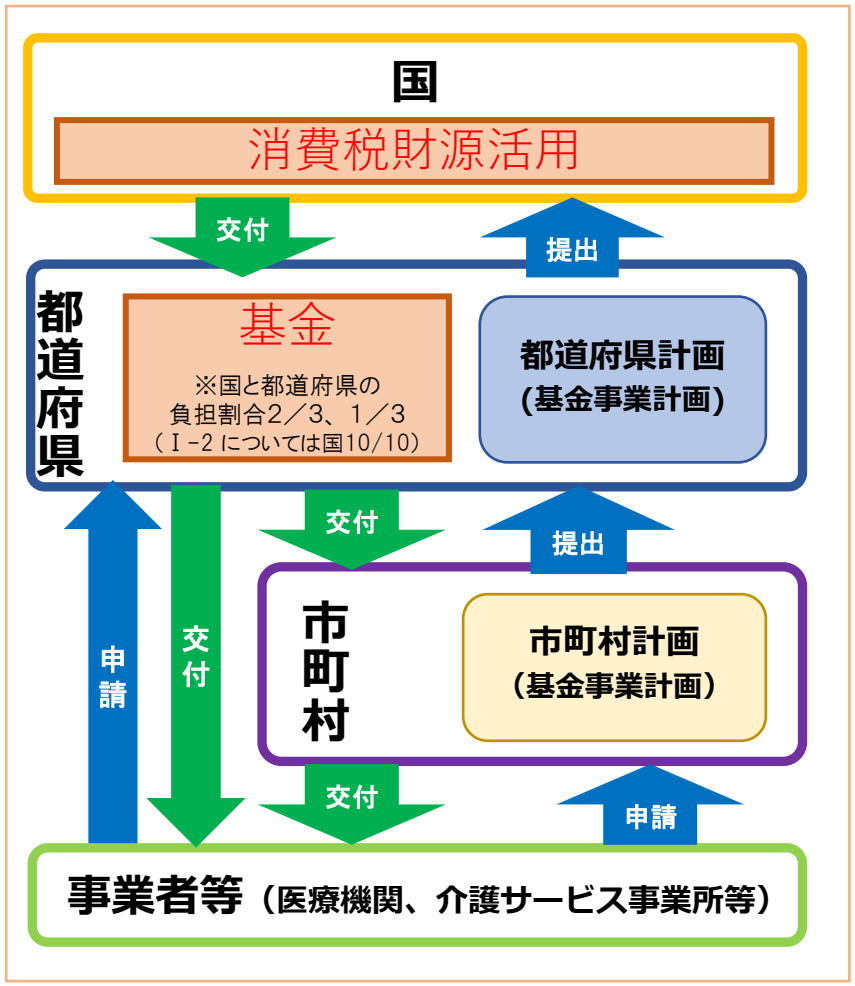


## 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○　**基金に関する基本的事項**
- 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担

○　**都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1　／　目標と計画期間（原則１年間）　／
事業の内容、費用の額等　／　事業の評価方法※2

※1　都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
※2　都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○　**都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

Ⅰ-1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
Ⅰ-2　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業
**Ⅲ　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）**
Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業
Ⅴ　介護従事者の確保に関する事業
Ⅵ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

参考施策

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和６年度予算（令和５年度当初予算額）：252億円（ 352億円）
※国と都道府県の負担割合２／３、 １／３

○　地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

## 対象事業

### １．地域密着型サービス施設等の整備への助成

① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。

（対象施設）　地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設（ケアハウス、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅））、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。

② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の５％加算を行う。

③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（ケアハウス、介護付きホーム）。いずれも定員規模を問わない。

⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

### ２．介護施設の開設準備経費等への支援

① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。

※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行う介護ロボット、ICTの導入支援に限る。
※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発のための取組についても支援を行う。

② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。

③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。

④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。

⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を行う。

### ３．特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。

② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を行う。

③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。

④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

# 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

※メニュー事業の全体

参考施策

老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3878）

令和６年度当初予算額　97億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

## 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和４年度交付実績：47都道府県）

※赤字下線（令和6年度拡充分）
＊付き下線（事業の類型化）

### 参入促進

○ 地域における介護のしごとの魅力発信
○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
○ 介護未経験者に対する研修支援（＊）
○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援（＊）
○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化（＊）
○ 人材確保のためのﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾎﾟｲﾝﾄ活用支援
○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施　等

### 資質の向上

○ 介護人材キャリアアップ研修支援
・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護ｷｬﾘｱ段位におけるｱｾｯｻｰ講習受講
・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
○ 潜在介護福祉士の再就業促進
・知識や技術を再確認するための研修の実施
・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握（＊）
○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
○ 地域包括ｹｱｼｽﾃﾑ構築に資する人材育成
・生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの養成のための研修
○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
○ 介護施設等防災リーダーの養成
○ 外国人介護人材の研修支援
○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援　等

### 労働環境・処遇の改善

○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及
・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備（＊）
・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ ICT）の導入支援
・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援（＊）
○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
○ ハラスメント対策の推進
○ 若手介護職員の交流の推進
○ 外国人介護人材受入施設等環境整備　等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援（＊）　○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

参考施策

# 介護サービス情報公表制度の運用　～概要～

● 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を都道府県に報告し、都道府県が公表する。

## 期待する効果

- 利用者が適切な事業者を評価･選択することを支援
- 事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援

## 具体的取組

① **国･･･介護サービス情報公表システムを整備**
全国の介護サービス事業所の情報を報告・公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム開発・運用等

② **都道府県、政令指定都市･･･制度の実施主体**
毎年、事業所からの報告を受け、審査の上、公表するとともに、必要と認める場合に調査する。

## 公表までのフロー図

介護サービス情報公表システム

**情報公表される内容**　※介護保険法施行規則で規定

**① 基本情報**

- ○ 事業所の名称、所在地等
- ○ 提供サービスの内容
- ○ 法人情報
- ○ 従業者に関するもの
- ○ 利用料等

**② 運営情報**

- ○ 利用者の権利擁護の取組
- ○ 相談・苦情等への対応
- ○ 事業運営・管理の体制
- ○ その他（従業者の研修の状況等）
- ○ サービスの質の確保への取組
- ○ 外部機関等との連携
- ○ 安全・衛生管理等の体制

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、事業所自らが情報公表システムで任意に公表することが可能。
※さらに、自治体独自の公表項目の設定が可能。

拡充

# 介護テクノロジー導入支援事業

（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））〔“介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業”の発展的見直し〕

参考施策

令和６年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の97億円の内数（137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1　事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※　下線部は令和６年度までの拡充分。太字が令和６年度で拡充した部分。

## 2　補助対象

【介護ロボット】

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト（機能実装のためのアップデートも含む）、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、
  他事業者からの照会経費　等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
  Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費　等

【その他】

- **上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費**

## 3　補助要件等

✓ **介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること。（必須要件）**

【介護ロボット】

| 区分 | 補助額 | 補助率 | 補助台数 |
|---|---|---|---|
| ○移乗支援<br>○入浴支援 | 上限100万円 | 3／4（※） | 必要台数 |
| ○上記以外 | 上限30万円 | | |

【ICT】

| 補助額 | 補助率 | 補助台数 |
|---|---|---|
| ● 1～10人　100万円<br>● 11～20人 160万円<br>● 21～30人 200万円<br>● 31人～　260万円 | 3／4（※） | 必要台数 |

※一定の要件を満たす場合は3/4，それ以外は1/2

**【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】**

| 補助要件（例示） | 補助額・率 |
|---|---|
| ● **取組計画により、職場環境の改善（内容検討中）を図り、職員へ還元する事が明記されていること**<br>● **既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること**<br>● **プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用すること**<br>● **ケアプランデータ連携システム等を利用すること**<br>● **LIFE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること　等** | **上限1,000万円**<br>3／4 |

## 4　実施主体、実績

| 事業 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 介護ロボット導入支援事業（※1） | 58 | 364 | 505 | 1,153 | 1,813 | 2,297 | 2,720 |
| ICT導入支援事業（※2） | | | | | 195 | 2,560 | 5,371 |

**実施主体**

国 →（基金(国2/3)）→ 都道府県 →（一部助成）→ 介護施設等

※１　都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数。１施設で複数の導入計画を作成することがあり得る
※２　補助事業所数

## 5　その他

・都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定（令和５年度に介護保険法の一部を改正）

# 人の流れ

参考施策

# 移住・交流情報ガーデン

○地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供**や**相談**について**ワンストップで対応する窓口**である**「移住・交流情報ガーデン」**を東京駅八重洲口に開設（平成27年３月28日開設）

○**関係省庁とも連携**し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料**で利用可能。

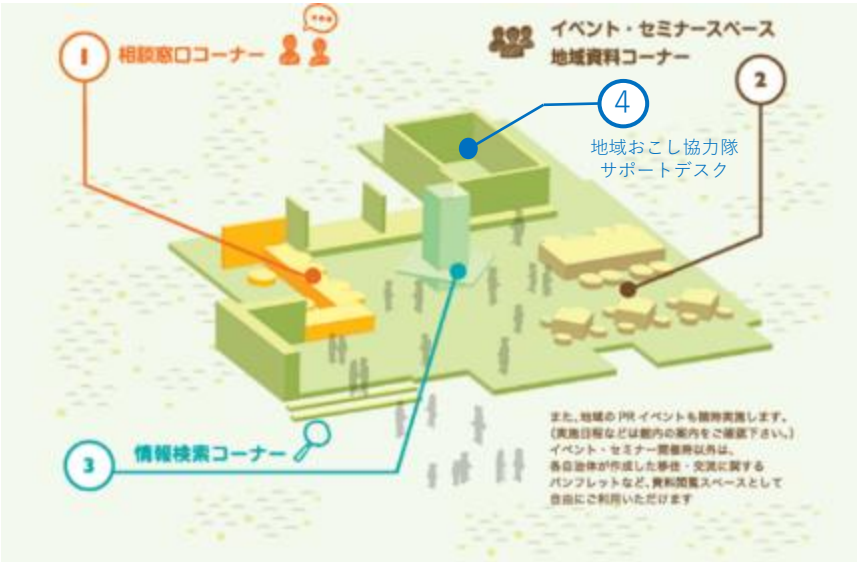


**【①相談窓口コーナー（移住、就農、しごと）】**
・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携
・厚生労働省（しごと情報）　・農林水産省（就農支援情報）

**【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】**
・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

**【③情報検索コーナー】**
・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

**【④地域おこし協力隊サポートデスク】**
・地域おこし協力隊に係る相談、問合せに専門の相談員が対応。

（移住フェアの模様）

［開館時間］（平日）11:00−21:00
（土日祝）11:00−18:00

［休館日］月曜（月曜が祝日の場合は翌営業日）、年末年始

［所在地］　東京都中央区京橋1−1−6 越前屋ビル

［アクセス］JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線　都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

参考施策

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

○**制度概要：**都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体：**地方公共団体

○**活動期間：**概ね１年以上３年以下

○**地方財政措置：**

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：１団体あたり300万円上限

②「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：１団体あたり100万円上限

③「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：１団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、１人・１日あたり 1.2万円上限（活動に要する経費）

④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員１人あたり520万円上限
（報償費等320万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員１人当たり480万円の上限は変更しない。）。

⑤ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：１団体あたり200万円上限

⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期２年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者１人あたり100万円上限

⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）や、外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

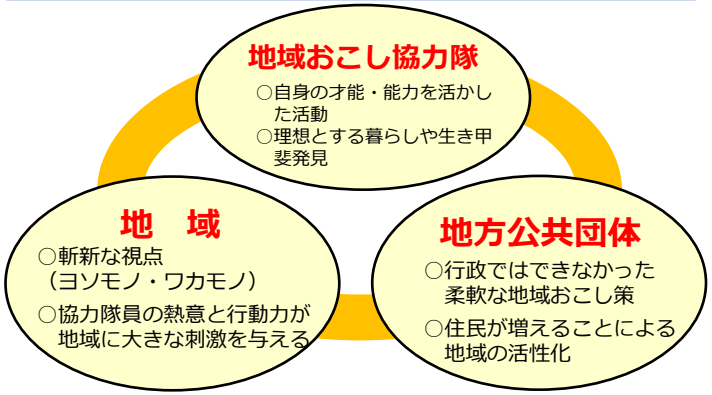


## 隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和８年度に10,000人を目標**

| 年 度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 隊員数 | 89人 | 257人 | 413人 | 617人 | 978人 | 1,629人 | 2,799人 | 4,090人 | 4,976人 | 5,530人 | 5,503人 | 5,560人 | 6,015人 | 6,447人 | 7,200人 |
| 自治体数 | 31団体 | 90団体 | 147団体 | 207団体 | 318団体 | 444団体 | 673団体 | 886団体 | 997団体 | 1,061団体 | 1,071団体 | 1,065団体 | 1,085団体 | 1,116団体 | 1,164団体 |

※　隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
※　平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数を含む。

**隊員の約４割は女性**

**隊員の約７割が20歳代と30歳代**

**任期終了後、およそ65%が同じ地域に定住**※R5.3末調査時点

参考施策

# 地域活性化起業人

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
○ 令和6年度から、地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）を創設。

**対象者**

**三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）**
※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に 三大都市圏に勤務することを要しない

**受入団体**

**①3大都市圏外の市町村**
**②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村**

**1,432市町村**
※R5.4.1現在

**活動内容（例）**

**地域活性化に向けた幅広い活動に従事**

○観光振興　○デジタル人材　○地場産品の開発・販路拡大　○地域経済活性化　○移住促進・交流人口の拡大　等

**特別交付税措置**

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費　上限額　年間560万円／人
○起業人が発案・提案した事業に要する経費　上限額　年間100万円（措置率0．5）／人
○起業人の受入準備経費　上限額　年間100万円（措置率0．5）／団体
（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

**期　間**

6ヵ月 ～ 3年

地域活性化起業人の推移

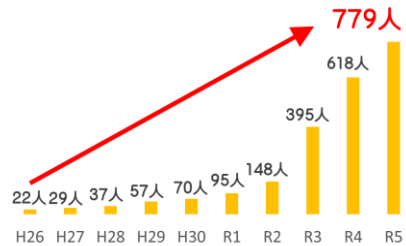


**自治体**

**民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ**
⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

（協定締結）

**民間企業**

**社会貢献マインド**
**人材の育成・キャリアアップなど**
⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

参考施策

参考事例

# 関係人口について

○　**「関係人口」**とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**

○　地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

## 関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決**や**魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。

（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋）

## 関係人口のイメージ

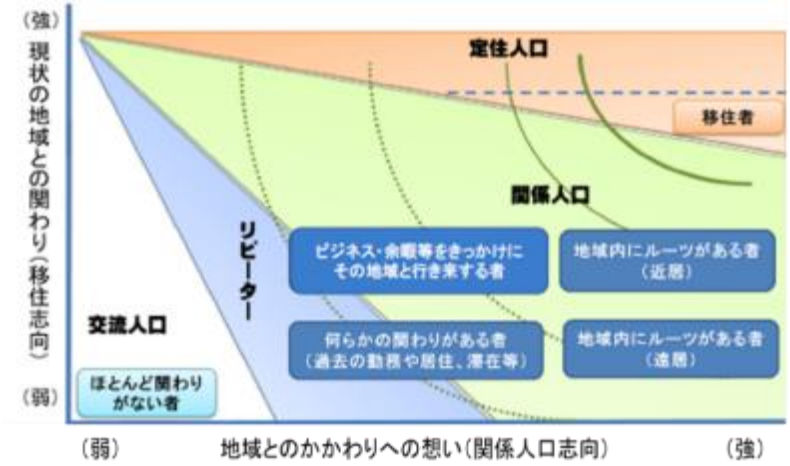


## 関係人口の取組例

＜宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）＞
県立中高一貫校の卒業生を対象とした関係人口案内人育成

＜鳥取県鳥取市（R元モデル事業）＞
地方の農業に関心のある都市部からの滞在者との協働による農業用水路の修繕

＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR

＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞
「はすみファンと共に創る地域」事業での「INAKAイルミ」の実施

# その他

# デジタル田園都市国家構想交付金の概要

➢ デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

## デジタル田園都市国家構想交付金

### デジタル実装タイプ

➢ デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口

地域アプリ

遠隔医療

### 地方創生拠点整備タイプ

➢ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点

子育て支援施設

スタートアップ支援拠点

### 地方創生推進タイプ

➢ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長５年間）
- 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- 省庁の所管を超える２種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

### 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

➢ 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点整備プロジェクト ← 選定 ← プロジェクト選定会議

# デジタル田園都市国家構想交付金の推移

- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
- **R6当初：1,000億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

## 当初予算の推移

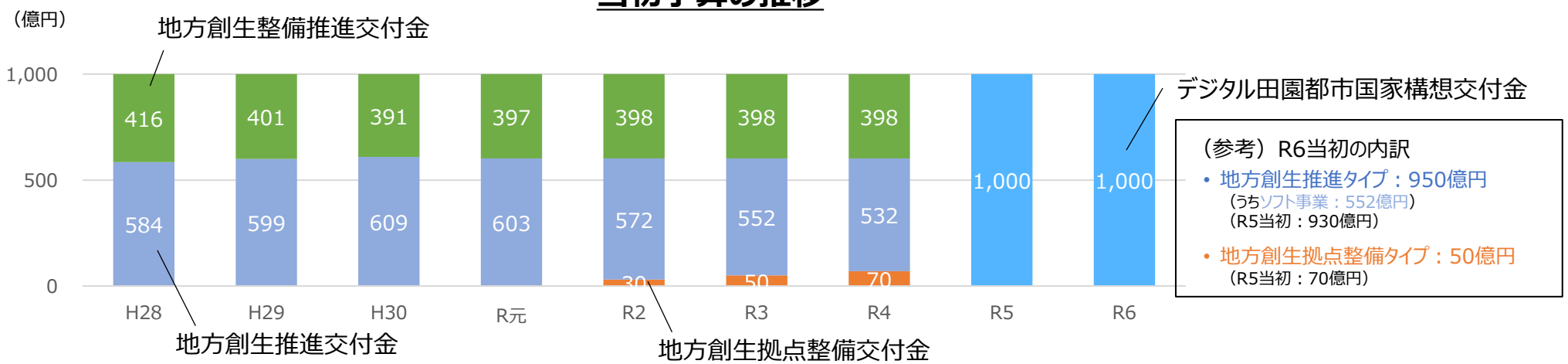


## 補正予算の推移

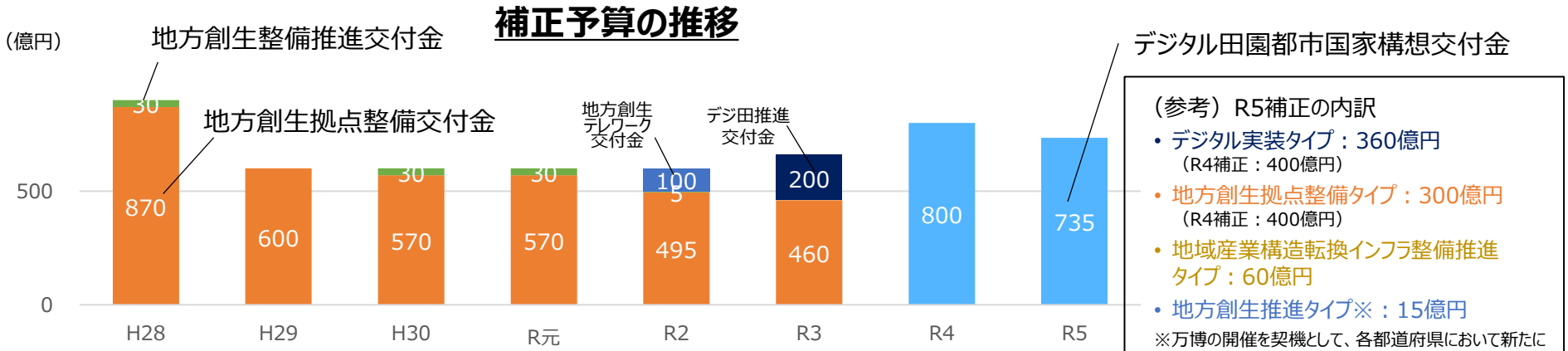


| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **当初＋補正** | 1,900億 | 1,600億 | 1,600億 | 1,600億 | 1,600億 | 1,660億 | 1,800億 | 1,735億 |

# 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

## 地方創生推進タイプ

➢ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

● **制度概要**

| 事業類型 | 対象 | 上限額<br>補助率 |
|---|---|---|
| **先駆型** | 先駆性の高い<br>最長５年間の事業 | 国費：都道府県:3.0億円<br>中枢中核 :2.5億円<br>市区町村:2.0億円<br>補助率：1/2 |
| **横展開型** | 先駆的・優良事例の横展開を図る最長３年間の事業 | 国費： 都道府県:1.0億円<br>中枢中核:0.85億円<br>市区町村:0.7億円<br>補助率：1/2 |
| **【補正分】** | 万博の開催を契機として<br>実施する地方創生に資する事業 | 国費：1.0億円<br>（申請主体は都道府県に限る）<br>補助率：1/2 |
| **Society5.0型** | 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長５年間の事業 | 国費：3.0億円<br>補助率：1/2 |

➢ 市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の１／２を支援。【地方創生移住支援事業】

➢ 省庁の所管を超える２種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備を支援。

## 地方創生拠点整備タイプ

➢ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

● **制度概要**

| 事業類型 | 対象 | 上限額<br>補助率 |
|---|---|---|
| **当初予算分** | 原則３か年度以内の事業<br>（最長５か年度） | 国費:<br>都道府県15億円<br>中枢中核都市10億円<br>市区町村5億円<br>補助率：1/2 |
| **補正予算分** | 単年度の事業 | 国費:<br>都道府県15億円<br>中枢中核都市10億円<br>市区町村5億円<br>補助率：1/2 |

**＜民間事業者の施設整備に対する間接補助＞** **R4補正から導入**

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の１／２※を交付することを可能とする。

- 民間事業者 — 施設等整備費用
- 地方公共団体 — 全部又は一部を補助
- 国 — ½を補助

※国負担は事業費の１／３（かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

# 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ　採択事例（生涯活躍のまち関連）

## 地方創生推進タイプ

※交付対象事業費はR6年度事業費、国費は交付対象事業費の１／２

### 愛知県安城市（R4-R6）　地方への人の流れ分野

**事業名**

**ｅスポーツ等デジタルコンテンツを活用した生涯活躍のまちづくり事業**

**目的（効果）**

◆ **eスポーツ等デジタルコンテンツ**を高齢者の介護予防や健康寿命延伸などに活用し、**生涯にわたり健康で幸せに暮らし続けられるまちづくりを推進**

◆ 若年層（主に小・中学生）に対して**eスポーツを通してデジタルツール利活用の場を創出**し、次世代のデジタル人材育成を推進

**事業概要**

◆ eスポーツを介護予防事業に取り入れ、高齢者にフォーカスし、eスポーツへの理解を促進するための講演会や、実際に**eスポーツを体験できる体験会、eスポーツ大会等のイベントを開催**

◆ 市内の各コミュニティにおけるeスポーツ活用イベント等の自主開催に向けた働きかけや助言等を行い、水平展開を図る

◆ **高齢者がeスポーツ等のデジタルコンテンツを活用していくことを支援するために、スマートフォン等のデジタルツールの相談会や活用講座を開催**

- KPI「イベント・講演会等の参加者数（オンライン参加含む）」は、R4年度に目標値（1,300人）を大幅に上回る8,904人が参加。
- KPI「イベント・講演会等の開催回数」は、R4年度に目標値（108回）を上回る111回を達成。

（事業年度：R4～R6（横展開型）、交付対象事業費：0.1億円）

## 地方創生拠点整備タイプ

※交付対象事業費は期間中の総事業費、国費は交付対象事業費の１／２

### 山梨県都留市（R2当初）　地方への人の流れ分野

**～生涯活躍のまちの拠点となる多世代交流施設を新設～**

大学に隣接した職業紹介、移住相談、子育て支援等の機能を有する、多世代での交流が可能な複合施設を整備。

大学の留学生等も巻き込み、施設を起点に世代や国籍を超えたコミュニティを形成することで、生涯活躍のまちづくりを更に推進していく。

- 今までにない多世代交流拠点として、学生から高齢者まで多くの市民が利用
- KPI「本施設のコワーキングスペースの利用者数」について、R5年度は初年度にもかかわらず延べ1,391人が利用（法人含む）（目標値：525人）
- 地方創生推進タイプ（H28～R2）を活用し、生涯活躍のまちづくりに向けた環境を整備・充実し、本事業により本格的なハード整備を実施

（事業名：生涯活躍のまち・つる地域交流拠点整備計画（複合型居住プロジェクト）、事業年度：R2～R4、交付対象事業費：4.4億円）

### 北海道上士幌町（H30補正）　地方への人の流れ分野

**～都市部からの人の流れをつくる「かみしほろシェアオフィス」を整備～**

町外の企業や個人事業主が、上士幌町の大自然を眺めながら仕事ができるオープンな共有ワークスペース「かみしほろシェアオフィス」を整備。

都市部からの人の流れを加速させ企業・起業誘致と将来的な移住を促進する。

- 市街地のホテル宿泊をセットにしたワーケーションパックの販売を実施
- 地方創生推進タイプ（R6-R8）を活用し、ワークショップの開催、町内事業者と都市部企業・人材のマッチング等に向けたPR等を実施
- デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）を活用し、シェアオフィス改善のための設備を導入

（事業名：生涯活躍のまち　上士幌シェアオフィス整備計画、交付対象事業費：0.5億円）

◎「生涯活躍のまち」に関する参考施策集（担当窓口一覧）

※令和6年7月時点

| 頁 | 主な機能 | 内容 | 省庁 | 部局 | 課室 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 交流・居場所 | 地域と学校の連携・協働体制構築事業 | 文部科学省 | 総合教育政策局 | 地域学習推進課地域学校協働推進室 | 03-6734-3260 |
| 9 | 交流・居場所 | 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設 | 厚生労働省 | 社会・援護局 | 地域福祉課 | 03-3595-2615 |
| 11 | 活躍・しごと | 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加 | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 14 | 活躍・しごと | 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割 | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 15 | 活躍・しごと | 介護支援ボランティア | 厚生労働省 | 老健局 | 老人保健課<br>認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2490<br>03-3595-2889 |
| 21 | 活躍・しごと | シルバー人材センター事業 （概要） | 厚生労働省 | 職業安定局 | 高齢者雇用対策課 | 03-3502-6779 |
| 22 | 活躍・しごと | シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和 | 厚生労働省 | 職業安定局 | 高齢者雇用対策課 | 03-3502-6779 |
| 23 | 活躍・しごと | 高年齢雇用継続給付の概要 | 厚生労働省 | 職業安定局 | 雇用保険課 | 03-3502-6771 |
| 24 | 活躍・しごと | 生涯現役地域づくり環境整備事業の概要 | 厚生労働省 | 職業安定局 | 高齢者雇用対策課 | 03-3502-6779 |
| 25 | 活躍・しごと | 大学等における履修証明（certificate）制度の概要 | 文部科学省 | 高等教育局 | 大学教育・入試課 | 03-6734-3334 |
| 28 | 住まい | サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要 | 国土交通省 | 住宅局 | 安心居住推進課 | 03-5253-8952 |
| 29 | 住まい | サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置 | 国土交通省 | 住宅局 | 安心居住推進課 | 03-5253-8952 |
| 30 | 住まい | サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要 | 国土交通省 | 住宅局 | 安心居住推進課 | 03-5253-8952 |
| 31 | 住まい | サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要 | 国土交通省 | 住宅局 | 安心居住推進課 | 03-5253-8952 |
| 32 | 住まい | （独）住宅金融支援機構によるサービス付き高齢者向け住宅に関する融資等 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅金融室 | 03-5253-8519 |
| 33 | 住まい | 既存住宅流通の活性化に向けた取組　既存住宅の建物評価手法の改善 | 国土交通省 | 不動産・建設経済局 | 不動産業課 | 03-5253-8288 |
| | | | | | 地価調査課 | 03-5253-8378 |
| 34 | 住まい | 既存住宅流通の活性化に向けた取組 的確なリフォームの推進 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅戦略官付 | 03-5253-8511 |
| 35 | 住まい | 建物状況調査（インスペクション）の活用促進 | 国土交通省 | 不動産・建設経済局 | 不動産業課 | 03-5253-8288 |
| 36 | 住まい | 既存住宅流通・リフォームに係る保険制度 | 国土交通省 | 住宅局 | 参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 | 03-5253-8942 |
| 37 | 住まい | 「安心R住宅」（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度） | 国土交通省 | 住宅局 | 参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 | 03-5253-8942 |
| 38 | 住まい | 「全国版空き家・空き地バンク」について | 国土交通省 | 不動産・建設経済局 | 不動産業課 | 03-5253-8288 |
| 39 | 住まい | 空き家対策総合支援事業 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅総合整備課住環境整備室 | 03-5253-8508 |
| 41 | 住まい | 空き家再生等推進事業 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅総合整備課住環境整備室 | 03-5253-8508 |
| 43 | 住まい | 住宅セーフティネット制度の枠組み | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅総合整備課<br>安心居住推進課 | 03-5253-8506<br>03-5253-8952 |
| 44 | 住まい | 居住支援協議会の概要 | 国土交通省 | 住宅局 | 安心居住推進課 | 03-5253-8952 |
| 45 | 住まい | 高齢者等の住み替え支援事業 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅総合整備課住環境整備室 | 03-5253-8508 |
| 48 | 住まい | 住宅金融支援機構による既存住宅取得・住み替えの支援 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅金融室 | 03-5253-8519 |
| 49 | 住まい | スマートウェルネス住宅等推進事業 | 国土交通省 | 住宅局 | 安心居住推進課 | 03-5253-8952 |
| 50 | 住まい | 街なみ環境整備事業の概要 | 国土交通省 | 住宅局 | 市街地建築課市街地住宅整備室 | 03-5253-8517 |
| 51 | 住まい | 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要 | 国土交通省 | 住宅局 | 市街地建築課市街地住宅整備室 | 03-5253-8517 |
| 52 | 住まい | 地域におけるPREの活用推進 | 国土交通省 | 都市局 | まちづくり推進課<br>都市開発金融支援室<br>※ページ右下の施策について | 03-5253-8127 |
| 53 | 住まい | UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅戦略官付 | 03-5253-8503 |
| 54 | 住まい | URひばりが丘団地における地域医療福祉拠点の形成の推進 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅戦略官付 | 03-5253-8503 |
| 55 | 住まい | UR多摩平の森団地における住棟ルネッサンス事業 | 国土交通省 | 住宅局 | 住宅戦略官付 | 03-5253-8503 |
| 57 | 健康 | 地域包括ケアシステムの構築について | 厚生労働省 | 老健局 | 総務課 | 03-3591-0954 |
| 58 | 健康 | 地域包括ケアシステムの構築 | 厚生労働省 | 老健局 | 高齢者支援課<br>認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2888<br>03-3595-2889 |
| 59 | 健康 | 地域支援事業の概要 | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 60 | 健康 | 地域包括支援センターについて | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 61 | 健康 | 在宅医療・介護連携の推進 | 厚生労働省 | 老健局 | 老人保健課 | 03-3595-2490 |
| 62 | 健康 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 厚生労働省 | 老健局 | 老人保健課 | 03-3595-2490 |
| 63 | 健康 | 地域ケア会議の推進 | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 65 | 健康 | 地域医療介護総合確保基金 | 厚生労働省 | 医政局 | 地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 | 03-3595-2186 |
| | | | | 老健局 | 高齢者支援課<br>認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2888<br>03-3595-2889 |
| 66 | 健康 | 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備 | 厚生労働省 | 老健局 | 高齢者支援課<br>認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2888<br>03-3595-2889 |
| 67 | 健康 | 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保 | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 68 | 健康 | 介護サービス情報公表制度の運用～概要～ | 厚生労働省 | 老健局 | 認知症施策・地域介護推進課 | 03-3595-2889 |
| 69 | 健康 | 介護テクノロジー導入支援事業 | 厚生労働省 | 老健局 | 高齢者支援課 | 03-3595-2888 |
| 71 | 地方への人の流れ | 移住・交流情報ガーデン | 総務省 | 地域力創造グループ | 地域自立応援課 | 03-5253-5392 |
| 72 | 地方への人の流れ | 地域おこし協力隊について | 総務省 | 地域力創造グループ | 地域自立応援課 | 03-5253-5392 |
| 73 | 地方への人の流れ | 地域活性化起業人（企業人材派遣制度） | 総務省 | 地域力創造グループ | 地域自立応援課 | 03-5253-5392 |
| 74 | 地方への人の流れ | 関係人口について | 総務省 | 地域力創造グループ | 地域自立応援課 | 03-5253-5392 |
| 76 | 横断的 | デジタル田園都市国家構想交付金の概要 | 内閣官房 | デジ田事務局 | 交付金T | 03-6257-1416 |
| 77 | 横断的 | デジタル田園都市国家構想交付金の推移 | 内閣官房 | デジ田事務局 | 交付金T | 03-6257-1416 |
| 78 | 横断的 | 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要 | 内閣官房 | デジ田事務局 | 交付金T | 03-6257-1416 |
| 79 | 横断的 | 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ採択事例（生涯活躍のまち関連） | 内閣官房 | デジ田事務局 | 交付金T | 03-6257-1416 |